

令和4年第3回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程(第2日目)

令和4年9月14日(水曜日) 午前9時30分開会

第21 一般質問

○出席議員（9名）

1番 余 湖 龍 三 君
3番 山 田 日出夫 君
5番 西 山 由美子 君
7番 泉 愉 美 君
9番 工 藤 弘 喜 君

2番 西 森 信 夫 君
6番 須 河 徹 君
8番 谷 口 武 彦 君
10番 河 端 芳 惠 君

○欠席議員（1名）

4番 仁 木 義 人 君

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町 長	菊 池 一 春 君
副 町 長	森 谷 清 和 君
総 務 課 長	硯 見 康 之 君
企 画 財 政 課 長	篠 田 康 行 君
町民課長・元気なまちづくり推進室長	坂 井 毅 史 君
福 祉 保 健 課 長	今 田 朝 幸 君
福 祉 保 健 課 長 補 佐	関 口 好 子 君
農 林 商 工 課 長	大 里 孝 生 君
建 設 課 長	荒 沢 直 樹 君
建 設 課 業 務 監	河 端 健 君
上 下 水 道 課 長	森 田 繁 光 君
会 計 管 理 者	渡 辺 克 人 君
教 育 委 員 会 教 育 長	林 秀 貴 君
管理課長・子ども未来課長	高 橋 治 君
子ども未来課長補佐	ト 部 恵 司 君
社 会 教 育 課 長 ・ 図 書 館 長	山 田 洋 通 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	今 田 和 則 君
農 業 委 員 会 会 長	細 川 孝 雄 君
監 査 委 員	平 塚 晴 康 君
選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	森 下 直 治 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	石 岡 宏 造 君
議 会 事 務 局 係 長	小 林 央 君

◎開議の宣告

○議長（須河 徹君） 皆さま、おはようございます。

それでは、定刻になりました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出欠報告をいたします。本日は仁木議員から欠席の届出が出ております。従って9名の出席であります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布してあるとおりです。

◎一般質問

○議長（須河 徹君） 日程第21、昨日に引き続き、一般質問を継続いたします。

10番、河端芳恵君の発言を許します。

河端芳恵君。

○10番（河端芳恵君） 人生100年時代への対策につきまして、町長、教育長に伺います。

高齢化がますます進み、人生100年時代となってきました。

2025年には、団塊世代が75歳の後期高齢者になる超高齢化社会になります。また、第2次ベビーブームに生まれた団塊ジュニアが高齢者になる2040年問題が迫りつつあります。その対策が大きな社会問題となってきました。

1、訓子府町の高齢化率も40%近くなりますが、その対策をどのように進めますか。

2、これ65歳としてください。75歳になっています。65歳以上の夫婦世帯、単身者世帯も増えて何らかの支援を必要とする人が少なくありません。どのように把握して支援していきますか。

また、地域で支え合う仕組みづくりが必要だと思いますが、どのように進めますか。

3、10月1日から後期高齢者医療制度の窓口負担割合が変わります。2割負担になる人には負担を抑える配慮措置があるようですが、その対象者が知らずにいて不利益を被ることがないように、申請や口座登録等に関する周知やサポート体制の考え方は。

4、「ローバ（老婆）は1日にしてならず」老いは気付かぬ間にひたひたと訪れます。

社会教育などで老いに備えて老人学（生き方学）などへの取り組みは。

以上、伺います。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「人生100年時代への対策は」について、4点のお尋ねがありました。教育長へのお尋ねもありますが、私の方からお答えをさせていただきます。

1点目に「訓子府町の高齢化率も40%近くになりますが、その対策をどのように進めますか」とのお尋ねがございました。

2040年問題とは、少子化による急速な人口減少と団塊ジュニア世代が65歳以上になり、高齢者人口がピークを迎えることで起こり得る問題を総称したものです。大きな問題として、医療負担や介護負担の増加、社会保障への不安、高齢者人口の伸びは落ち着いてきますが、現役世代の人口減少による労働力不足が招く経済成長の鈍化などが考えられ

ており、国では高齢者社会を見据えた新たな社会保障制度の構築に向けた改革等を進めることとしています。

本町では、町民が元気に生活していくための「健康寿命の延伸」に向けた介護予防と健康づくりを強化するため、健康診断の推進による疾病の早期発見や重症化を予防するための保健指導、フレイル予防のための「いきいき百歳体操」への支援や老人クラブ等への健康教育の取り組みを実施するなど対策を講じているところです。

2点目に「75歳以上の夫婦世帯、単身者世帯も増えて何らかの支援を必要とする人が少なくありません。どのように把握して支援していきますか。また、地域で支え合う仕組みづくりが必要だと思いますが、どのように進めますか」とのお尋ねがございました。

支援を必要とする人の把握については、老人クラブ等への保健師による巡回介護予防教室や民生委員児童委員、地域担当職員による高齢者宅への訪問による情報収集、地域住民等からの情報提供により把握をし、その人にあった支援につなげていけるよう心がけています。今後も必要とする人への生活支援・見守り活動といったさまざまな支援に努めてまいりたいと考えております。

地域での支え合いの仕組みづくりについては、近年の核家族化の進行により、世帯当たりの人数が減少し、高齢者のみの世帯やひとり暮らしの世帯が増加しているなど、人と人との接点が減少し、希薄化の一因となっています。家族や地域内でのつながりの希薄化は、社会的な孤立にもつながり、高齢者だけでなく疾病や障がいを抱えた方、子育て世代の方など幅広い世代に共通する課題となっています。

住み慣れた家や地域において、孤立することなく安心して暮らし続けるためには、同じ地域に住む住民同士がお互いに関心を持ちながら支え合い、課題解決に向けた取り組みを進めていくことが重要であると考えています。

地域住民が気軽に集える場所を通じて、地域での仲間づくり、出会いの場づくり、健康づくりを行うための集いの場への支援、民生委員児童委員による訪問活動や福祉サービスによる安否確認等の見守り活動への支援、生活支援サポーター事業やボランティアによる助け合い活動といった、これまで実施している活動を強化・推進していきたいと考えています。

3点目に「10月1日から後期高齢者医療制度の窓口負担が変わります。2割負担になる人には負担を抑える配慮措置があるようですが、対象者が知らずにいて不利益を被ることがないように、申請や口座登録等に関する周知やサポート体制の考えは」とのお尋ねがございました。

後期高齢者医療制度は、令和4年度以降に団塊の世代が75歳以上となり、医療費の増大が見込まれていることから、現役世代の負担を抑え国民皆保険を未来につないでいくために、本年10月1日から一定以上の所得がある方の医療費の窓口負担が1割から2割に変わります。負担割合の変更に伴い、後期高齢者医療の被保険者全員に新しい保険証を9月中に郵送いたしますので、10月以降はお手元に届いた新しい保険証を使用いただくこととなります。

今回の変更によりまして、医療費の窓口負担割合が2割になられる方については、負担を抑えるための配慮措置が施行後3年間適用されることとなります。入院の医療費は対象になりませんが、1か月の外来医療費にかかる負担増加額を3千円までに抑えるもので、

配慮措置の適用で払い戻しされる場合は、後日、高額療養費として被保険者に返戻されることとなります。議員が心配されている配慮措置を受けるための申請手続きはありませんので、不利益を被ることはないものと考えていますが、2割負担となる方で高額医療費の口座登録をされていない方については、10月頃に北海道後期高齢者医療広域連合から申請書が郵送されますので、記載の内容に沿って口座情報を登録していただく必要があります。なお、後期高齢者医療制度の変更に関する周知等については、これまでに保険料額の通知や被保険者証の一斉更新時にリーフレットを同封しているとともに、広報やホームページでもお知らせしているところですが、制度に関する不明な点がありましたら遠慮なくお問い合わせいただきたいと思います。

4点目に「ローバ（老婆）は一日にしてならず」老いは気付かぬ間にひたひたと訪れます。社会教育などで老いに備えて老人学（生き方学）などへの取り組みはについてのお尋ねがございました。

「ローバ（老婆）は一日にしてならず」という言葉は、女性問題や福祉、教育評論家で東京家政大学名誉教授の樋口恵子さんが、1989年に出版された「人生80年いろはがるた」に収められたのがはじまりで、以降、多くの方に高齢社会を表現するフレーズとして使われました。意味は「人の一生は短いが、だからといって一日で老婆になってしまうことはない」という創作ことわざであります。

現在では、超高齢者の中で人生100年時代を迎え、生涯にわたるあらゆるステージにおいて、特に高齢期での充実した生き方が求められております。

高齢期に向けた備え、準備として「老人学」がありますが、これは「老年学」とも呼ばれ、年齢とともに増えてくる「健康の問題」「生活の問題」「生きがいなどの心の問題」を解決し、明るい老後を実現させることを目的としています。

教育委員会では、高齢者の趣味活動や健康の保持、知識や経験を生かした活動など、楽しく学びながら自らが生きがいを見つけられるような社会教育活動を行っているところです。

学級生が自主的に運営している若がえり学級では「終活」をテーマとした公開講座を実施するほか、一般成人対象の公民館講座「40代からのカラダメンテナンス」や専門的な民間事業所や福祉保健課と連携して健康プロジェクト事業「栄養講座」など「老い」への備えを意識した事業へも取り組んでおります。

これからも高齢者などが健康で生きがいを持ち、これまでの豊富な経験や知識を存分に発揮していただき、次世代へ継承し、活躍の場の広がりにつながる環境づくりに努めてまいります。

以上、お尋ねのありました4点につきましてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 河端芳恵君。

○10番（河端芳恵君） 今、お答えいただきましたが、何点か再質問させていただきます。

高齢化で一番不安を抱えている課題としましては、高齢による体力的な衰え、また、健康不安です。これに関しては、今、お答えの中で、いろんなプログラムを進めて対策を投じているということですが、なかなかその現場に行けない、講座に行けない人も増えてお

りますので、より一層、いろんな方が参加できるような、こういう機会をもっと設けていただきたいなと思います。また、課題のもう一つとして、経済的な不安があると思います。国民年金だけの世帯、住民税が非課税世帯は、今回の給付金の中で2,090世帯中、約700世帯が非課税世帯になっているということです。これは3世帯に1世帯、この率は高いと思いますが、この現状をどのように捉えていますか。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） 今、2040年問題に関する部分で、さまざまな問題があるという部分、そして町が健康課題等の事業等を実施して、いろんな人が参加できるような取り組みをしていただきたいというようなご指摘もございました。そして経済的な不安を抱えている方、本町には非課税世帯が約700世帯弱いますけども、それをどう考えているかというご質問でございますけども、本町の世帯数が2千強ぐらいですか、ですから議員おっしゃるとおり約3分の1程度が非課税世帯という部分になっている状況です。この中の、おそらくちょっと数値的な部分はちょっと調べてはおりませんけども、多くの人が高齢者という認識はもってございます。なかなかこの経済的な問題という部分は難しい部分で、今回の補正で計上させていただいておりますけども、低所得世帯への給付金、そういった部分で少しでも生活の一部に充てて活用していただければという部分で考えておりますけども、この辺は、ちょっと割合的には3分の1ですので、多いのかなというふうには感じてございます。

○議長（須河 徹君） 河端芳恵君。

○10番（河端芳恵君） 7月の広報の中で年金生活者支援給付金制度があり、一定基準以下の年金受給者の支援のための年金に上乗せされて支給されるという、この制度があると出ておりましたが、それを利用されている方、対象になって支給を受けているという方はどのぐらいいますか。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） 今、議員おっしゃいました年金生活者の支援という部分でございますけども、本町の町民課の方で年金の申請、異動等、そういった手続きは受けておりますけども、そういった支給、申込者がどれだけいるのとか、そういった部分は本町ではなくて、社会保険事務所なのかなというふうに思っているんですけども、ちょっとその辺はうちの方では把握しておりませんので、ご理解いただければと思います。

○議長（須河 徹君） 河端芳恵君。

○10番（河端芳恵君） この広報には、町の町民課ですか、にも相談できるみたいな形で直接、社会保険事務所に連絡するとかということじゃなくて、町も何らかのサポートができるようにありましたが、これについて、相談件数とかそういうこと把握はありますか。

○議長（須河 徹君） 町民課長。

○町民課長（坂井毅史君） すいません、相談の件数、ちょっと把握してないんですけども、相談受けて、あんまりこう私見てる範囲では何件も相談来てなかったのかなと思うんですけども、ちょっと数字まではちょっと把握しておりません。

○議長（須河 徹君） 河端芳恵君。

○10番（河端芳恵君） こういう制度があるのに、それを知らないで上乗せして支給さ

れても、当然そういう権利がある方がそういうことを受けていないということがあったら、もったいないことだなと思いますので、そういうのをきちんとお知らせして対象者にそれなりの支給されるような取り組みをお願いしたいと思います。これは国の社会保険事務所で町がどこまでそれに関わっているかということはありませんでしょうが、やはり町民のそういう利益になるようなことはきちんと把握してお知らせして対策をとっていただきたいなと思います。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 窓口で把握していないというのも課長の方で分かっていないということで、今すぐただちに調べさせますので、状況はどうかということ把握する。そして、もしそれが広報としてやっていないとすれば、私どもの方ではさらに広報で周知するということになるかと思いますが、数については、ちょっとお待ちいただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 河端芳恵君。

○10番（河端芳恵君） 2番目の質問にいきます。65歳以上の夫婦世帯、単身世帯、夫婦世帯は341世帯、ひとり暮らしの世帯は435世帯ということですが、その中でも特に70歳以上のひとり暮らしの方は188名います。男性が46名、女性142名と圧倒的に女性が多く、その比率は1対3の比率となっております。平均寿命が伸びており、男性は81.64歳、女性は87.74歳、健康寿命は男性72歳、女性75歳となり、それに伴い何らかのサポートが必要な期間が介護、寝たきりになる期間が男性9年、女性12年となっております。このことを踏まえて、健康寿命を延ばす取り組みとそのサポート体制の仕組みづくりが必要だと思いますが、どのように考えていますか。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） 今、高齢者人口が増えているという部分で健康寿命延ばす取り組みをどのように、仕組みづくりをどのように考えているかという部分のご質問でございましたけども、先ほど町長の答弁でも申し上げましたように、本町では健康寿命の延伸という部分を掲げて健康診断の推進による疾病の早期発見ですとか重症化予防のための保健指導等、あとフレイル予防などのいきいき百歳体操等への支援等ですね、あとそういった部分を続けてございます。あと同じく答弁で申し上げましたように、仕組みづくりとしましては、地域住民が今もう十数か所、老人クラブ等含めてですけども、12か所程度ですか、活動の場、拠点等を設けておりますけども、そういった部分で気軽に集える場所ですね、そういった部分への支援を努めていきたいと思っておりますし、ひとり暮らし、高齢者世帯の部分で言いますと民生委員児童委員ですとか、職員による地域担当職員による高齢者宅への訪問を通じて、そういった対象者の方とお話をして健康状態とかを聞き取ったりというような活動をしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（須河 徹君） 河端芳恵君。

○10番（河端芳恵君） 高齢者が高齢者を介護する老老介護、認知症の人が認知症の人を介護する認認介護、高齢者が認知症の人を介護する老認介護など、さまざまな介護の形態があります。地域で支えていく仕組みづくりが必要だと考えておりますが、どのように進めていきますか。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） 今、議員おっしゃったように老老介護ですとか認認介護ですか、そういった部分、本町では老老介護という部分で言いますと、そういった実態はあるのかと思います。そういった部分の仕組みの部分につきましては、これからちょっと課内でも検討していきたいというふうに思います。

○議長（須河 徹君） 河端芳恵君。

○10番（河端芳恵君） 孤立化を防ぎ、住み慣れた地域で暮らし続けるための対策として、日常生活自立支援事業がありますが、これの実績、また、ささえあいサポーター養成講座を開いておりますが、これの内容とどのようになっていますか。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） 地域支援事業の活動の部分でございますけれども、地域支援事業の活動とささえあいの部分の実績でございますけれども、ささえあいサポーターの部分で言いますと令和3年度につきましては、実施回数が2回、参加延べ人数58名という部分になってございます。それと地域支援事業については、保健師等々が地域に出向いて活動したりといった活動を現在もしているところでございます。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） ささえあいサポーターの内容というご質問もございましたけれども、そちらについては、通常の洗濯ですとか困っている人を対象に洗濯ですとか掃除、あと通院の付き添いですとかごみ出し等の部分をしてございます。

○議長（須河 徹君） 河端芳恵君。

○10番（河端芳恵君） このささえあいサポーターは生活支援サポーター制度というのがありますが、このささえあいサポーター養成講座を卒業された方がこの生活支援サポーター制度にのるということですか。登録制か何かあって、利用者がどのように申請して利用できるのか、そういうところはどうなっていますか。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） こちらの方は養成講座を受講した方が地域支援サポーターという形になります。現在ですね、ボランティアの部分で言いますと個人で37人、あと団体で2団体という形になってございます。あとこちらの利用ができる方という部分で言いますと、当然、生活支援のサービスの必要な方という形になりますけれども、身体状況ですとか生活の状況を確認する簡単な調査票ですね、基本チェックリストという部分がございますけれども、そちらを使用して地域包括支援センターの方で判断し、調整部会という部分がございますけれども、そちらの方で審査、協議をして対象かどうか決定をするという流れになってございます。

○議長（須河 徹君） 町民課長。

○町民課長（坂井毅史君） すいません、先ほどの年金の質問だったんですけども、年間で数件受けているそうです。受けるんですけども、年金事務所から直接本人にご案内がいて、それを町でお預かりして進達しているという状況ですので、対象がどれぐらいいてとかということまでは把握しておりません。ちょっとその周知については、対象がいるかどうかちょっと含めて必要な場合には考えていきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 河端芳恵君。

○10番（河端芳恵君） 今、生活支援サポーターは、これは受付の窓口は福祉保健課、私、以前、社会福祉協議会から依頼を受けてひとり暮らしの方のところのガラス拭きを1日、何人かで行ったことがあります、そういうその事業内容というのは、窓口がどこでどういうふうに支援する制度になっているのでしょうか。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） 生活支援サポーターの窓口という部分でございますけども、窓口自体は福祉保健課となっております。その後、先ほど言いましたように調整会議で審査等をへて、サービスを利用してもいいですというふうになりましたら、申請の方、利用が決定された方につきましては、社会福祉協議会の方からですね、支援内容については、どういったサポートが必要なのかとかいうことを確認してサポーターさんを派遣するような流れとなっております。

○議長（須河 徹君） 河端芳恵君。

○10番（河端芳恵君） この制度は知らない方も結構いらっしゃると思いますので、生活支援を何らかの困難を抱えている人たちに対して「こういうこともあります」というようなPRですか、そういうことも必要なのではないかなと思います。これはケアマネがケアプランの中で調整ということですが、この支援はケアマネが関わっていない人にはこのサービスは受けられないということでしょうか。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） まず、生活支援サポーター、知らない人が多いんじゃないかという部分がありました。本町でも毎年ですね、こういった福祉サービス、このようなものがありますよという部分に生活支援サポーターの派遣事業という部分で町民の方にお知らせはしているところでございますけども、あとサービスを利用する部分で、ケアマネが関わらない人はどうするのかといったご質問でございました。そちらの方につきましては、当然、先ほど言いましたように、身体状況とか、ちょっとした動きが悪いですか、病気で一時的にとかという部分、ケアマネが関わらない程度の支援の必要な人というのを対象にやっております。

○議長（須河 徹君） 河端芳恵君。

○10番（河端芳恵君） このホームヘルプサービスは窓ふきとか庭の草取りとか、そういうことはできないことになっていますよね。だからその隙間というんですか、こういう予防というものも結構ニーズはあるのかなと思いますので、こういう制度もありますということをごきちんとお伝えしていったらいい事業じゃないかなと思います。また地域でやはり、あそこはちょっと困難を抱えているとか、地域の見守りというのが必要だと思います。いろんなことも本人はこういう制度があるとか、気が付かないでいても、意外と隣近所だとか、そういう人たちがアドバイスしたりできることも多いのかなと思いますので、地域で情報共有してサポート体制みたいなことができないか、これは町内会を巻き込んだ町内会の中でそういうことをするようなお願いというんですか、そういうようなことって、地域の見守りということで、そういうことはどうでしょうか。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） 地域での見守りがこれから必要だという部分のご質問でございましたけども、当然地域での見守りという部分は必要だというふうに感じてござい

ます。先ほど答弁でも申しましたけども、そういった対象者のところには民生委員さんですとか、先ほども言いましたけども地域担当職員等々が訪問して状況確認をさせていただいているというのが現状でございます。町内会、実践会を含めた中での地域での見守りという形になりますと、ちょっとそちらの方につきましては、今後、庁内で検討させていただきたいというふうに感じております。

○議長（須河 徹君） 河端芳恵君。

○10番（河端芳恵君）6月末、7月の大雨、ひょうなどの被害がありましたが、その時地域のひとり暮らしの高齢者がすごく不安を抱えて、あとで訪問した時、さまざまな不安を話されておりました。そういうこともあって、これからまだ自然災害も増えるでしょうし、また冬場の除雪だとか、いろんなことも増えてきて、ますます町内会、隣近所、見守りってというのが必要だと思いますので、そういうことをできるような体制づくりをお願いしたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君）先ほど申したように検討したいというふうに考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（須河 徹君） 河端芳恵君。

○10番（河端芳恵君）次の質問、後期高齢者医療制度について、今、先ほどお答えがありました、9月の広報でも2ページ割いてありますが、とても分かりづらいです。自分がまだ保険証がきてないから自分が1割か2割か分からないということもあるんですけど、被保険者の20%が対象になるということですが、本町の場合だいたい何人ぐらいが対象になるのか。また、先ほどお答えの中でもありましたが、口座申請とか、いろんな登録、それは広域連合に申請内容を郵送してくださいってことで案内がありますが、それは町として、まだこの申請書が届いていないし、保険証も届いていないようですので、ちょっとその詳細ちょっと分からないんですが、この直接、広域連合へ申請書を郵送しなきゃいけないということもありますが、これは分かりづらいと思うんですね、だから具体的にそういう申請書なり保険証がきたときにはじめて分かることもあると思いますが、それに被保険者の方が困らないようにきちんとサポート体制をとってほしいなと思いますが、いかがですか。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君）まず、後期高齢者、1割から2割になる対象者数のご質問がありました。まずそちらの方から回答していきたいと思います。負担割合が変わるということで、新たな被保険者証ですけども、今週の月曜日に郵便局の方に持参してございます。ですから今週中には対象者、後期高齢者加入の方ですね、そちらの方に届くのではないかというふうに思っております。今回ですね、後期高齢者1,055名おります。そのうち1割負担から2割負担になられる方というのが140名いらっしゃいます。率にすると13.3%の方が負担が増加するという形になってございます。それとですね、口座申請、高額療養費の返還窓口になる口座情報とあとこの制度の仕組み等々が分かりづらいという部分のご指摘がございました。こちら町の広報の部分もそうですけども、なるべく分かりやすいようにと思って周知の方、努めてございますけども、そういった分かりづらいというご指摘もございます。少しでも分かりやすいように今後、改良、今後何かまた

制度が変わるようなことがあれば検討していきたいというふうに思います。それですね、口座情報の申請の部分でございますけども、10月を目途に後期高齢者広域連合の方が口座情報の登録されていない方、本町では1割から2割になる方で口座情報の登録されていない方が約62名というふうに聞いてございます。ですから、この方たちには広域連合の方から10月を目途に口座情報登録してくださいという通知がいくようになってございます。ちょっとその中身の通知文とか、そういった部分、私たちもまだ分かりませんが、その中に記載の仕方ですとか、返信用の封筒、そういったものが入っているということになっておりますので、そちらを記入して広域連合の方に返送していただくという形になると思いますけども、こちらの部分についても高齢者の方ですから、記入の仕方が載っていても分からないとかっていう、そういう部分があると思いますので、そういった場合は、答弁でも言いましたけども、いつでも福祉保健課の方にお電話なりしていただいても構いませんので、相談くださいというふうに努めてまいりたいと思います。

○議長（須河 徹君） 河端芳恵君。

○10番（河端芳恵君） 特にこの後期高齢者というのは75歳以上の方、他にも障がいだとかで対象になっている方もあるかと思いますが、高齢者でこの広報の文章も、私もよく理解できないということがある。いろいろ難しいですよ、それでこの申請書がきた時、困ったりなんかした時、きちんとサポートして申請漏れがないようにきちんと対応していただきたいなと、これはお願いです。

4番目の老婆は1日にしてならず、これ先ほど町長の答弁にもありましたように、高齢社会をよくする女性の会の代表の樋口恵子さんが言った言葉です。樋口さんは20年以上前、訓子府にお呼びしたことがあります。この講演をきっかけで私も高齢化社会に向かう女性の問題に気付きました。これは女性だけの問題でなくて、社会問題、男性の問題でもあります。20年以上前になりますが、映画「折り梅」これとかまた「恍惚の人」などがテレビや映画で放映されました。当時は痴呆症という言葉で表現されていましたが、今、認知症ということになっておりますが、こういう映画などで当時はまだこういうことに気付かないでいりましたが、この映画を見て、自分の問題として考えるようになりました。映像の力というのは説得力がありますし、社会教育の中で、こういうような全町民を対象にした映画なり高齢化問題に取り組むような対策というか、そういうことはできないでしょうか。

○議長（須河 徹君） 社会教育課長。

○社会教育課長（山田洋通君） 今、高齢化問題に関して社会教育として取り組めることということでのご質問でございました。先ほどの町長の答弁でもございましたように、一部紹介しますと、例えば若がえり学級という部分では、いわゆる高齢、また終活、その辺という部分での取り組みの講座や講演、学習会なども行っておりますし、また、それ以外のところでも、いわゆる町民が、老いについての備えるという部分での、いわゆる講座ですね、これは民間事業所との協力、福祉保健課との連携という部分での講座でございますが、女性のための健康づくり栄養講座というのを11月に開催をするよう、今、準備を進めているところでございます。また、これ直接、社会教育課が行っているということではないんですが、地域に出向いての巡回講座というのがございます。その中で例えば老人クラブですとか、町内会、実践会などがですね、自主的に老いへの準備といたしますか老い

に関しての各種の講座、また健康維持に関しての講座も自主的に行っていて、それについての支援に努めているところがございます。今後につきましてはね、議員おっしゃるとおり高齢社会への理解といいますか、その準備ということも地域の課題として捉えておりますので、今後それらについても講座開催等ですね、事業について検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（須河 徹君） 河端芳恵君。

○10番（河端芳恵君） 高齢化は急に訪れることじゃないですし、今、まだ働き盛りの人もいずれ高齢化します。そういうことあって、若い世代にも高齢化、あと生き方、これからそういうことをはっきり考えるきっかけにでもなってくればいいな。そういうような講座も考えていただきたいなということでお願いいたします。

最後に町長も後期高齢者となりましたし、この町で住み続けて、この町で一生を終えたいと思っていられるとは思いますが、今までの経過の中で、町長が感じていることがありましたらお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 河端議員の最初からの質問を聞いて、何か聞いてたら、うちの福祉行政は何もやってないんじゃないかって感じで僕も聞いてました。そんなことない。2000年に介護保険制度ができて、地域に保健師の活動も健康増進だけではなくて、高齢者福祉の専門の高齢福祉係もできた。それから包括の支援センターもできて、介護保険の要介護が必要なものについては制度として、これらをヘルパー派遣や選択できるような状況をこの広域の中で、あるいは町内の中でできるようになったという点では2000年の前から見たら大きく前進してきたということだと私は思っています。訪問看護ステーションやヘルパーが常駐して、これらについてのバックアップしながらやっていける体制ができたということは一つの成果だというふうに思っています。もちろん、そのほかに私たちが住民とともに福祉行政の中でやっている、百歳体操なんていうのは多くの人が参加して、そこで自分の体をリハビリしたり、あるいは寝たきりにならないような取り組みをしますし、そして住民の人の力を借りて、例えばヤクルト、新聞、いろんな販売員が、老人クラブもそうですけども、孤立化を防ぐような活動に一翼を担ってきているというのも状況であります。だから、そういった中で、さらに一歩どう進めていくのかということではないのかなというふうに思います。例えば町内会なんかの連携等については、かなり町内会の方でも行政以上に状況を把握しながら適切に対応しているということもありますし、状況によっては、民生委員やあるいは町内会、実践会を通じて、あるいは直接、行政に要請をしていくということも、まますますありますので、これらについてもさらに日常的な体制づくりをさらに強めていかなきゃならないなというふうに私自身は思っています。民生委員さんについても、もう河端議員も経験者ですから、各地域に担当民生委員があって、そしてひとり暮らしやあるいは二人暮らしのところを日常的に訪問する。そして私が町長になってから地域担当職員が年に1回か2回か限られていますけれども、高齢者住宅を訪問して何かありませんかということ、何かあったら役場に連絡くださいというようなことをやるようにしてきました。それでもなおかつ、なおかつです。残念ながら、この1か月は孤独死が数件出てまいりました。さらにまた二人暮らしの高齢世帯が、ご主人がくも膜下で倒れる。寝たきりの高齢の奥さまがベットの中でのいる。そういった緊急で、じゃ

あ緊急通報装置を私たちは確認しました。福祉保健課に行って「どうなの」って言ったら、耳が遠い。そうすると通報装置で、それからプッシュでやれるということの限界の中での人たちっていうのもいるんですということが一つです。さらにまた、あの人ところが何も連絡がないからって電話いただいて行ったら、お風呂で孤独死をしてたということもあります。と考えていくと、さまざまな事例の中で100%それらをチェックしたり、あるいはお互いが行政が連絡取り合えるというのは非常に厳しい現実の中にわれわれはさらされていると思うんです。しかし、これもご本人の申請、あるいは制度を利用する。あるいは地域の中で積極的にいろんな事業に参加していくということを推奨しながらも、私どもとしては、その網の目をもっときめ細かくしていくという状況に私はなっているのではないのかと。これから今、私は後期高齢者世代ですから、なってみて驚いたことがたくさんあります。こういう通知が入るわけですよ。読んでも分からなかったり、今まで共済組合の職員だったから、半分は事業主が負担してる訳です。全額きますから。そうすると私の収入が高いと言えばそれまでなんですけども、月10万円の負担にかかってくるわけで、窓口行っても病院行ったら3割負担なんですよ。これはね、ちょっと驚きです。即、職員のところに行って、どういうことなのって聞いたりなんだりして、なるほど。それから僕は口座をしてないけれども、口座をした方がいいのかねっていうことも含めて相談するんですが、これは僕だからしたかもしれません。今、議員が指摘のように、そういった見ても分からない。そして状況が変化してる。こういった人にわれわれ福祉行政がどこまでやっぱりサポートできるかってことも課せられた民生委員の力を借りる。あるいはヘルパーの力を借りる。あるいは訪問看護ステーションなんかの力も借りていく。あらゆる機関の力を借りながら、できるだけ読む周知だけではなくて、いろんなことをこれからきめ細かなことをやっていかなきゃならないというのは、そしてそれは今よりも減少するんじゃないじゃなくて増えてく。もっと増えていくということです。今、訓子府の平均年齢53.3歳です。高齢化率ではなくて。今全体の4,700人の人間の中で53.3%が高齢者です。平均年齢ですよ平均年齢。ごめんなさい。ということは、どんどんこれは高齢人口が増えていくことですから、河端議員が大変ご心配されているように、行政もあげてですね、こういったことの勉強と細かなやっぱり仕組みづくりをですね、これからもっとさらに進めていかなきゃならないというのが私の認識です。長くなりましたけども、ご理解いただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 河端芳恵君。

○10番（河端芳恵君） これで私の一般質問を終わります。

○議長（須河 徹君） 10番、河端芳恵君の質問が終わりました。

ここで午前10時40分まで休憩いたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時40分

○議長（須河 徹君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次は、5番、西山由美子君の発言を許します。

西山由美子君。

○5番（西山由美子君） 5番、西山です。

循環型社会の実現に向けた取り組みの現状と課題について、町長にお伺いいたします。

今、私たちは、物に囲まれ一見豊かな暮らしをしているように感じますが、地球温暖化により、異常気象が増えたり、有害な化学物質による障がいや絶滅の危機に陥った生き物も増えています。このままでは子や孫たちに大きなつळेを回していることになると感じます。浪費の社会を変えて地球にやさしく暮らすにはどうすべきか。これまでの町の取り組みを振り返りながら、現状と課題を伺います。

1点目、今年予定されている廃棄物減量化等推進審議会の目的と開催状況は。

2点目、不法投棄の現状と防止対策は。

3点目、本町のリサイクル率とリデュース、これ発生抑制です。それからリユース、再使用、リサイクル、再利用の取り組み状況は。

4点目、食品ロス削減のための主な取り組みは。

5点目、ごみ出しが困難な世帯への支援状況と課題は。

6点目、地球にやさしい暮らし方として、町民に今後どのようなことを推奨していく考えか。

以上、お伺いいたします。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「循環型社会の実現に向けた取り組みの現状と課題は」について6点のお尋ねをいただきましたのでお答えいたします。

1点目に「今年予定されている廃棄物減量化等推進審議会の目的と開催状況は」とのお尋ねがございました。

廃棄物減量化等推進審議会は、ごみの減量化に向けて分別方法や排出方法、処理方法など、ごみにかかるさまざまな事項を審議するもので「訓子府町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第8条」に設置することができると定められています。

平成16年からごみの有料化が始まりましたが、昨今、当初とは分別方法や処理方法などが変更となっていること、また、環境汚染や地球温暖化などが世界的な問題となっていることなどから、ごみについて、あらためて考える時期であると考え、今年度中に開催を予定しております。

2点目に「不法投棄の現状と防止対策は」とのお尋ねがございました。

不法投棄は、毎年数件発生しております。タイヤやテレビなど事業者に持ち込まないと処理できない物が多い状況です。また、分別されていないごみを指定の袋ではない袋に入れてステーションに投棄する事例もあります。

防止対策については、啓発看板の設置や広報等による周知を行っております。また、警察にも依頼し、巡回の際に注意して見てもらっております。

3点目に「本町のリサイクル率とリデュース・リユース・リサイクル（3R）の取り組み状況は」とのお尋ねがございました。

本町のリサイクル率は32.5%で、全国平均20%や全道平均23.4%と比較し高くなっています。これは、生ごみの堆肥化や廃プラスチック、缶、びん、繊維資源、紙類、小型家電等の回収、自治会のリサイクル活動への助成などによるものです。

リデュース・リユースの取り組み状況については、広報等で周知しております。

なお、令和3年6月の定例町議会において、泉議員より「不用品を回収し必要とする人に譲渡するリユースの取り組みはできないか」とのご質問をいただき「今後検討します」と回答しておりましたが、取り組んでいる近隣自治体に確認し検討しました。

結果、保管場所の確保、回収・譲渡を行うための人的確保などの体制整備が難しいことから、現時点で取り組むことはできないという結論に達しております。ただ、ごみの減量化にとって非常に有効な手段のひとつであると考えますので、今後も検討していくこととしております。

4点目に「食品ロス削減のための主な取り組みは」についてのお尋ねがございました。

食品ロス削減については、事業者や家庭での取り組みが主であり、引き続き広報等で周知を図っていきたいと考えております。

5点目に「ごみ出しが困難な世帯への支援状況と考えは」についてのお尋ねがございました。

高齢者や障がいのある方のごみ分別およびごみ出しの支援については、介護認定や障がい認定を受けた方を対象に訪問介護ペルパーによるサービスの提供があり、現在6件の利用があります。

また、軽度の生活支援が必要な高齢者を対象とした有償ボランティアの生活支援サポーターによるサービスがあり、現在1件の利用があります。

令和元年9月の定例町議会で西山議員より同様のご質問をいただき、その後、町内会長や実践会長、民生委員を通じて対象者の把握をしましたが、その中で声はございませんでした。

また、地域担当職員による高齢者訪問でもそのような相談はございましたが、今後、高齢化が進み必要とする方が増えてくることが想定されます。

また、ごみ出しについては、個人のプライバシーなどデリケートな問題もあり「支援はしてほしいけど言い出せない」という方もおられると思いますので、そのような方をどのように支援につなげていくか検討していきたいと考えております。

6点目に「地球にやさしい暮らし方として、町民に今後どのようなことを推奨していく考えか」についてのお尋ねがございました。

ごみは生活する上で必ず発生するもので、その処理費用も多額であります。いかにごみの発生を抑制することができるかが非常に重要であり、リサイクル、リデュース、リユースのいわゆる3Rの取り組みや食品ロス削減に向けて、日頃から町民に意識していただくための啓発に努めるなど、環境対策に取り組んでまいります。

以上、お尋ねのありました6点につきましてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○5番（西山由美子君） 項目に従いまして再質問させていただきます。1点目の廃棄物減量化等推進審議会、これ新年度予算の中で、その構成メンバーについてお伺いしましたが、町内会や実践会、商工会女性部、青年団体などの代表15人というふうにお答えいただいています。まだ今のご回答だとまだ開催されてないと。1回の開催の予定なので、今後開催、いつごろなされるのか、その内容も知りたかったですけれども、今、町長のお答えの中に平成16年から有料化が始まって、うちの町も今、18年目になりますね。私

も元年のときには、有料化の成果と課題について、主にお伺いしました。そして、それによって、この有料化によって、例えば町民1人当たりのごみの排出量とか、それから、皆さんの名前、記名式は訓子府だけでするので、すごく当初はみんな抱えていた戸惑いもあったんですけども、今はスムーズにいつていると。そういうことでお答えいただいております。私この審議会の設置について、少し疑問があったのは、今年の4月だったと思います。網走市のごみ処理の問題がクローズアップされたことがあります。確か伝書鳩だったと思うんですが、網走市で同じように循環型の社会形成推進地域計画がありまして、その当時、埋め立て処分場ですね、最終処分場が2032年まで使える予定だったのが、最近の調査で4、5年しかもたないということが判明して、それで網走市では市民の代表などからなる廃棄物減量化等推進懇話会というのを設置して、今現在も市議会と共に調査とか反省、検証などを行っています。町のきちんとした計画によるこういう見込み違いといえますか、それは分別のいろんな問題点が指摘されているようですけども、すごくこの問題がすごく私自身が気になっておりました。私たちの町は町長の元年のときのご回答にありましたように、処理場は北見市と置戸町です。その分担金、負担金を払っている訳ですけども、今の北見市留辺蘂町の埋立処理場ですね、あれは、この網走市の様子をかんがみますと、どのぐらい見通しとしてですね、今後どのぐらい見通しがあるのか、そういうことについての審議会の話し合いがあるのかどうか、それも含めてお答え願えたらと思います。今現在分かっている状況でよろしいです。

○議長（須河 徹君） 町民課長。

○町民課長（坂井毅史君） 審議会ですけども、先ほど町長の答弁にもありましたとおりごみ全般にかかる部分での審議会になりますので、主な例として減量化に向けて分別方法や排出方法などのということですけども、その埋め立ても、もちろんそうですし、ごみ全体としてどのようにしていくかということで審議していきたいと思っております。

○議長（須河 徹君） 町民課長。

○町民課長（坂井毅史君） 処分場、ごめんなさい、年数、何年までというのは、ちょっと今、資料なさそうなんですけど、当初予定してたよりは、ごみの量がですね、少なくて、今、延命の措置をして、延命というか期限を延ばして、さらに今まだ少ないということで、今後ちょっとどうするかということで北見市と置戸町と今、協議している段階ではございます。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○5番（西山由美子君） 少ない、全国的にですね、ごみの量は少しずつ減ってきている。人口が減っているということもありますでしょうから、ただ、網走市の事例もありますから、例えば何年使えるんだという、先に向けての見通しというんですか、それ数字をつかまえておくことも大事なのかなと思いますので聞きたかったんですが。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 二つに入れていると思いますけど穴があります。ボックスがあります。その一つが15年間持つと言われてる。だから合計で30年だという。平成16年に建て15年という、もう31年ですから、とうに満杯になっているはずだったんですけども、まだ余力がある。さらに15年と言われたやつも含めていくと私の見通しでは20年以上は大丈夫じゃないかっていうふうに思いますけども、確かな数字は今、課長が

調べにいてますけども、以上です。

○議長（須河 徹君） 町民課長。

○町民課長（坂井毅史君） 2046年ごろまでということです。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○5番（西山由美子君） 分かりました。そうするとあと24年間大丈夫かなということなんでしょうけども、当然その先のことは、その当時の人たちが話し合っ決めていくんでしょうけども、もう一つですね、これは今の埋め立ての処理場です。私たちの町は有料化になってから生ごみは堆肥化すると。そういうことでずっと続けてますが、今年ですね、留辺蘂町が北見市合併した中で、ただ1区だけ、何て言うんだらう、北見市は全部生ごみも全部燃やすごみでやっているんですが、留辺蘂町だけが堆肥化をずっと続けてたんですね、今回ようやく堆肥化施設の老朽化で一本化したと。要するにほかの北見市と同じように燃やすごみとして出せるようになったし、高齢化率が留辺蘂の場合は50%超えているので、やはり分別がかなり難しくなっている世帯が増えてきたということで、こういう報道がありました。私たちの町は確かに処理場を北見市でお願いしているので、生ごみに関しては当分というんですか、見通しですけれども、今のままの堆肥化で続けていくというお考えなんでしょうか。

○議長（須河 徹君） 町民課長。

○町民課長（坂井毅史君） 先ほどリサイクル率で32.5%ということでお話、町長から話させてもらっているんですけども、生ごみのリサイクルというか、率ってすごく重さでいくもんですから、このうちが率が高いというのは、生ごみのリサイクルが進んでいるというのが、まずあります。今ですね、分別、例えば袋がちょっと弱いんじゃないとか、そういう問い合わせはあるんですけども、ごみ全般の分別に関して当初よりは年間数件ほどしか今、問い合わせがないんで、非常に分別はきちんと皆さん町民の方もご協力いただいでできていると思いますので、これについては継続していきたいと考えております。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○5番（西山由美子君） 分かりました。それらも含めてこの審議会でいろいろな課題を話し合われると思うんですが、平成16年から18年間たって、今年度こういうふうに予算化されてますけれども、今までこの18年の中で審議会で協議しなければならなかったことって回数的には、もしお分かりでしたらどのぐらいあったのか、18年の中でもし分からなかったら、後ほどでよろしいです。

○議長（須河 徹君） 町民課長。

○町民課長（坂井毅史君） 私、昨年4月から担当してますけども、審議会は開催してなかったということで、大きなごみの分別の例えばスプレー缶、分別方法変わりましたよね、そういうのがなかったと考えるのか、大きな審議する項目がなかったということではなかったかなと思っております。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○5番（西山由美子君） うちの町のごみ処理に関しては今のところ大きな問題がなかったということで安心しました。町民からすると、この18年間ですね、当初はいろいろありましたし、私もアンケート1回、その元年とのときにとった時には、本当に少ない人ですけども、若い方がやはり、その記名式にすることでプライバシーの問題が表面化しちゃ

うので心配だということがご意見として書かれていましたけれども、今のところ訓子府町は今のごみの処理の状況で処分場も、それからごみ処理の仕方も、あまり大きな問題はないというふうに捉えてよろしいですね。ですよ。分かりました。すいません。それじゃあですね、一番目の審議会のことは全般的な課題を話すんだということで理解しました。

それから2番目の不法投棄について、お伺いします。

これは町民の方から不法投棄についてお話いただいた時に私自身分からなかったんですね。不法投棄っていうの分かってましたけども、訓子府町で一体どれぐらいの不法投棄があるんだろうと。そういうのが調査の中でも今まで知らなかったし、それで一応項目にあげたんですけども、不法投棄は一応犯罪ですよ。そういう認識で皆さん町民の方もいらっしゃると思うんですが、まず不法投棄を一町民が道路で、あるいはどこか森の中とか河川敷とか、そういうところで不法投棄しているものを見つけたとき、まずどういうふうに処理したらいいのか、その本人が何か持っていった方がいいのか、その辺のことで処罰的にはどういうふうな状況なのか。そこら辺、教えてください。

○議長（須河 徹君） 町民課長。

○町民課長（坂井毅史君） 不法投棄なんですけど、先ほどの町長の答弁ありましたとおり年間数件は平均したら数件ある状況でございます。そのほとんどが町民だったり警察からの通報で町民課の方に連絡が入って状況を確認してという状況です。例えばテレビとか冷蔵庫とかタイヤとかって先ほど答弁でしてますけども、あまり名前を書いたりしないですよ、一般的には。なんで、非常に特定が難しい状況です。それ以外で例えばごみステーションに何も書かずに袋でドンと置いてく場合もちょっとあるんですけども、それについては中を確認しまして、例えば何かレシート入ってて名前入っているとか、そういうところまではつきとめて、分かれば連絡はさせてもらってます。大半がごみの不法投棄というのは人目に付くようなところには置いていきませんので、なかなかこう見つけづらい部分でして、カメラを例えば付ければいいんでないかとかっていうことでもお話を受けるんですけども、そこをかいくぐってというか、投げる人にしたらできるだけ隠してということになりますんで、その辺が非常に難しいところではあります。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○5番（西山由美子君） 確か先週だったと思います。たまたま伝書鳩の中にごみの不法投棄の報告がありました。網走開発建設部の北見河川事務所のまとめで昨年度ですね、2021年度に常呂川の河川敷などで回収したごみの不法投棄が85か所です。それから計で23トン、その前の年の74件、7トンをかなり上回っております。この中で産業廃棄物と見られるコンクリートくずが1か所に20トンまとめて捨てられているのが見つかったと。こういう報道がありました。中には細かい空き缶とペットボトルなどの生活ごみをはじめ、今、課長がおっしゃったようにテレビとか自動車のタイヤ、自転車、土のうなどが捨てられていることがあると。やはり河川敷とか公園とか、それからうちの町ですと町営牧場の方へ行くのに、こう人通りのだんだん少なくなる場所がありますよね、やっぱりそういうところにごみがこう無造作に投げられているというのは、見ていてもすごく嫌ですし、町民とも限りませんね、やはり。いろんな方が捨てていくんですけども、やはりしっかりとした不法投棄は駄目なことなんだということをしっかりと定期的にでもよろしいですので、広報などでお知らせいただきたい。それからもし、特定の場所に限られて多く

ある場合はやはりさつき課長がおっしゃったようなカメラ、防犯カメラの設置も考えなきゃいけないのかなと思います。以前、北見市ですか、私、昔住んでたころの中の島公園をたまたま歩いた時にもう不法投棄の禁止の看板がもう何十本も立っているんですね。だからせつかくの公園がああいう景観というのも本当に悲しいぐらい、あまりいいものではありませんけれども、訓子府町、今のところ、大きな増え方ではないけれども、あることはあると。その処理は町がしなきゃいけないですよ、処理代というのはね。だから本当はご当人がごみの処理として払わなきゃいけないものを町が負担しなきゃいけない。そういうこともありますので、そこら辺は防止対策として、今後、しっかりとやってほしいなと思います。

それで3番目のリサイクルとカリデュース、リユースについては、報告ありました。このリサイクルの中でですね、7月に行われました。私たち議会の報告会の中で、町民の方からご意見があったんですが、子育て中の方で里帰り出産して訓子府町で赤ちゃんをお産みになって、その時に今もうチャイルドシートをつけなきゃいけないですよ。赤ちゃんから幼児まで。そのチャイルドシートを短期間使う場合に町の方でリサイクルでもいいから貸し出ししてもらえないかという声が上がったんですね。私も孫を突然こう迎えに行つてほしいと言われても自分の車にチャイルドシートがないとなかなか連れていけないというのがありますので、そこら辺のチャイルドシートに限らず子育てに必要なもののリサイクルというのを町でこう紹介できることはどうでしょうか。

○議長（須河 徹君） ちょっと待ってください。

西山議員に申し上げます。今ですね、今の質問の中で不法投棄の話からリサイクルの方に一般質問が変わったんですけども、その間に答弁者の答弁を求めてなかったんですね。その不法投棄以前のやつの問題について、答弁を求めてもらいますので。

町長。

○町長（菊池一春君） 不法投棄はうちの町で言いますと限られたところにあります。例えば、私、協成の実践会ですけども、老人クラブで缶拾いとかいろいろやります。明らかにレクリエーション公園の近くがもう不法投棄が大変多いということが事実です。それは自主活動で埋めるごみの袋を無料の袋をもらっていますから、それで町内会のごみステーションに置いて片付けると。基本的にはそういう形が一般化しているんじゃないか。ところが悪質なのがあります。どーっとコンクリートのあれだとか、そういったのは、まずは警察に通報します。警察に判明させるというかね、警察でこれは誰が投げたものなのかと探します。一定の区間を過ぎると、これは土地の所有者です。町ではないんです。だよな。基本的には町が片付けるものではないんです。その土地の所有者が片付けなきゃならないということになっていますので、非常に困ります。町は知らない顔していいかというのは、あとは相談の中で例えば埋めるごみだったら留辺蘂のところで無料でやるような対応が検討しなきゃということでやっていますけども、いずれにしても原則的には不法投棄の発見者の用地の持っている人が責任を持つということが最終的にですよ、というのが状況です。ご理解ください。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○5番（西山由美子君） 今、お伺いして初めて分かりました。不法投棄で捨てられた、例えばうちの敷地内に捨てられたとしたら、所有者が分からなかったら、うちがその処理

代を払って処理しなきゃいけないということですね。そういうことですね。なるほど。分かりました。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 日出の話します。日出に新たな土地を購入した人がいました。そこを畑にしようとして掘りだしたらごみのごっそごそ出てきた。これで売買がどうなのかという問題が出てきて、当時、課長が元谷君だったと思いましたが、町の方も協力して、そして新たに実践会も協力してごみをトラックに積んで無料とか何とかで処理した。基本的には買った人、警察でも分からなかった場合ですよ。最終的に分からなかった場合は、ただ時間の問題ありますから、もうすぐ畑にしたいというものもありますから、そういう点では、もう本当にデリカシーの問題があると。ただ原則は不法投棄は警察に届ける。そして名前が発見できない一定の期間が過ぎたら、その土地の所有者が処分しなきゃならないというのが原則です。あとは行政と相談してもらおう。

○議長（須河 徹君） 西山議員に申し上げます。答弁についてご理解できましたらですね、質問の方をしっかりと質問していただきたいと思います。

西山議員。

○5番（西山由美子君） 今、不法投棄については、よく分かりました。まだまだちょっとそれが増えていく場合、課題がありそうですね、分かりました。その前に、やっぱり町民が不利益を被ることのないように、町の方も対策ですね、しっかりとっていただきたいなと思います。

それでは、リサイクルの方についてのお答えお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 町民課長。

○町民課長（坂井毅史君） 先ほど子育てグッズのリサイクルというカリユースになりますかね。答弁にもありましたけども、泉議員からのご質問で不用品をお預かりしてリユースの動きということで町の方でも検討して、この回答の結果になったんですけども、引き続きですね、その場所の問題とか人的なもの、うちの職員もですね、ごみの粗大ごみのときに数回ですね、ごみ収集に同行してどういうものが出てくるかとか、使えそうなものがあるのかということについて回ったことがあります。その時にはちょっとあまりこう使えそうなものがなかったんですけども、引き続き、どうやってやったらできるのかとか、その辺いろいろ検証して、非常にリユースって大事なことだと思います。うちの町は、中古ショップとか、そういうところないもんですから、非常にこうリユースっていうのはやるの重要なことだと思ってますんで、引き続き検討していきたいと思っております。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○5番（西山由美子君） 子育て支援センターで洋服とか、そういうのを自由にお持ち帰りくださいというふうには何かしてますよね、だからそういう施設を活用してもいいのかなと思いますけれども、その辺できるだけ有効に使えるように検討をお願いしたいと思います。

4番目の食品ロスです。これ私、今回、環境のことを取り上げておきながら、自分ももう本当に分からないことがいっぱい、ちょっとある文献を読んでいく中で、日本って世界で一番食べ物を捨ててる国らしいんですね。本当に77年前は戦争戦後食べ物がなかった時代を過ごしてきたはずなのに、今一番食べ物を捨てていると。いろいろ考えて、都会の方

では人口も多いですから、そのまだ賞味期限がまだ少し残っていると、それからいろいろまだまだ食べれるものを必要とする人にあげる仕組みというのを事業所も含めてやっているようですが、こういう小さな町ですと何があるのかなってふと考えました。農産地ですよ、農業地帯で多いのが、例えば農産物の規格外品とか、そういうのは一体どういふふうに入れているのかなとそれ一つ自分で疑問に思いました。そういうものを活用したもの何かできないかなと。あとずっと考えていく中に災害時に非常食ってありますよね、消防の方でいろんな訓練したときに、何回か私も食べたことがあるんですが、非常食もかなり保管年数は長いのが分かっているんですけども、そのうち、やはり賞味期限の時がきますよね。その非常食はどういふふうに入れ替えをしているのか、その二つ、もし分かる範囲でよろしいんですけども、可能性として教えていただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） 今お尋ねのありました農産物の規格外品とか、そういったものの利用というか処理についてはどうしているのかというようなお尋ねです。基本的には、流通のシステムとかいうのがございまして、規格外品はあまり市場へは出てこないというようなことなんで、ある程度、農業者の段階で荒選別した結果、これはもう出せないというものはご自分の部分で処理している。大半が堆肥化されてそういった処理をされているのが実態でありますし、選果場とかに出たものとかいうようなことは、また農協とかで、そこまで詳しくは私は聞いておりませんが、でもそういったリサイクルというのはもう今のご時世当たり前のようになっていまして、ただ廃棄しているというような実態ではないということで押さえております。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（硯見康之君） 災害備蓄品の方のアルファ米ですとか水とかになりますけども、消費年限は全部確認してありまして、次の年はもう廃棄の年になりますよという時にになりましたら、各担当とかに事業でこういうの使いたいのないかいということで、研修とかで食してみたりですとか、訓練とかで炊いて食べてみたりとかということで活用することによって新しいのと入れ替えていくというような方法で入れ替えをしております。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○5番（西山由美子君） よく分かりました。農産物に関しては、やはりそれを活用できる事業とか、そういうものがあれば、うまく仕組みづくりが発展していくのかなと思うんですが、その辺やはりこれから期待できる分なのかなと思いますけども、あと非常食の場合は例えばですね、それでうまく回っているのであれば問題ないと思うんですが、都会だからよくやっているのは、そういういろんな食品を例えば福祉施設に寄付するとか、そういうことも一つの方法としてあるので、うちの町はもりの風とか静寿園とかありますので、その辺も含めて、無駄のないような活用をお願いしたいなと思っております。

それから、5番目のごみ出し困難世帯の実態ですね、これは私も例えばごみステーションに遠いとかいうのは各町内会で解決できる問題だと思うんです。障がいある人も歩いていくのが大変だというのは、それぞれ解消しているのかなと思うんですが、どれだけ分別の苦手な人がいるのかというのは、私自身も分からないところです。それで実際に回答いただいて6件とか1件とか実際に支援をしていただいているということを知ってホッとしました。高齢者の、福祉の方ですね、高齢者のニーズ調査とかやっていますよね、そ

のニーズ調査の中に例えば「ごみ出しが大丈夫ですか」とか、そういうアンケートの項目ってあるんでしょうかね。そういうところで調査してはどうかと思ったんですが。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） うちの方で介護計画等を作成する前に生活実態調査等を実施してございます。それで今回、今回というか、8期の計画の時には、そういった質問の項目はなかったと思います。それ以前については、ちょっと分からないというところでございます。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○5番（西山由美子君） ないのかなとちょっと具体的な質問になってしまうので、でも私思うのは、皆さんのおうちでは、ごみ出しとかごみ分別はどなたがやっていたらっしゃるのでしょうか。たぶん大方が女性なのではないかなって思うんですけども、奥さまが亡くなられて1人になった場合、男性がやはりごみ出しが分からないという人、結構多いんですよ。それってなかなか人に言いづらい。誰かに聞いて教えてもらえばできるんでしょうけども、その辺の手段としては、今、福祉保健課でやっている実態調査の中にその項目を入れていただくと一番具体的で書きやすいんじゃないかなと思うんですよ。電話をかけたりお話ししたりするよりもアンケートの中ですと。だからぜひこれからでもいいですので、そういう項目も入れていただけたら、少しは実態が見えるかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） 今、私、実際のところ私もごみの分別をして、ちゃんとやっているという部分がありますけども、高齢者等々の方ですね、実際分別ができない方っていう部分、そういった実態把握も必要だという部分は承知しているところでありますので、今年度ですね、第9期の介護計画策定に向けて年明けぐらいになると思うんですけども、65歳以上の方たちとですね、そういった方々への実態調査をする予定でございますので、ちょっとその辺については内部で詰めさせていただきたいといふふうに存じます。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○5番（西山由美子君） 先ほどの河端議員の質問の中でも出ていましたけど、本当に誰が一番不便を感じて誰が困っているかというの本当になかなか見えづらいです。だから各地域でそれが実態が把握して町の方に情報としてお伝えるのが本当は一番順序立てていいんでしょうけども、いろんな方法でですね、やっていくとやはり見えなかったものも見えてくることできるんじゃないかなと。そんな気がいたします。訓子府はちょうどモデル地区ぐらいの人数ですから、職員の皆さんとそれから町民、地域の皆さんとで、そういう本当に困った人たちを見つけ出して、ちゃんと支援できるような体制づくりをよろしくお願いしたいなと思っております。

それから、今のちょっと言った男性がっていうふうに限らないんですけども、例えば、今回この環境のことについて、いろいろこう読んでいたり勉強してみたんですが、一つのこう町の姿勢ですか、例えば今回、私が書いたように地球にやさしい取り組みってなんだろうって考えたら、昨日の泉議員が子どもたちと意見交換できたらいいなという話が出てましたよね、子どもとか若い世代と私たちのような高齢者の世帯とじゃまた感覚も全然違うと思うので、町の一つの取り組みとしてですね、地球にやさしい暮らし方ってな

んだらうというふうな疑問符から始まって、いろんな意見を出してもらえるような、そういう話し合いの場が今後ですね、いろんな形でできればもしかしたらいろんないいアイデアも生まれるんじゃないかなって、そんな気がしました。それにやはり私たちは去って行く側ですけども、これから育っていく子どもたちにとっては、この地球がやっぱりもっともっと住みよい地球にならないといけないと思うので、やっぱりそういう子どもたちの意見もすごく大切だと思うので、ちょっと漠然としたお願いなんですけど、こういうことはいかがでしょうか。

○議長（須河 徹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 確かにこれからの時代を担う子どもたちの視点でですね、地球環境について意見を出し合う機会も大事だと思いますので、何かの機会にそういったこともですね、議題の中で取り上げれば検討していきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 町民課長。

○町民課長（坂井毅史君） 審議会の方の構成メンバー、前回やったのを見ると訓青協の代表だったり、商工会青年部の代表だったり、ちょっと子どもではないんですけども、そういう若い人たちの委員さんも入ってますということです。それから、ちょっと直接的には関係ないかもしれないんですけども、町民課に税の係あるんですけども、小中校と租税教室といって税金の教室、開催させていただいてます。その中では基本的に公共でやる部分は税金を使われていますよということでやってて、その中でもごみに関しては、年間こう数千万円、処理費がかかっているんですけど、実際に例えばごみ袋の収入ですとか、そういうのっていうのは処理費の割合からいくと非常に少ない。実際にはそれでペイするとなると、まだまだごみ袋上げなきゃ駄目だとか、そういう状況になります。その辺の話は子どもたちに租税教室の中で話をさせていただいてますので、そこでこうごみだけの話をすることにもならないんですけども、そういう機会でも、こういうことでごみは処理されて、これぐらいお金かかっていますとかっていう啓発とかは子どもたちには教えていきたいなと思っています。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○5番（西山由美子君） 訓子府町の子どもたちに訓子府町の取り組みとして、やっぱり町をどういうふうにしていくかということも含めて、そういう話をする機会を増やすということはすごくいいことなのかなと思います。今、処理費用のことについて、私も今回いろいろ計算してみたんですが、元年のときにも町長がごみの排出量ですか、量は減っていると。有料化によって。だから計算したら780gぐらいですね、今、全国で920g、昨年が918gになったのかな。あと費用ですが、費用は逆に全国平均が1万5,500円ぐらいなんですけど、1日ですね。訓子府町は1万7千ちょっとかな。4,700人の計算でやったんですけども、それはやっぱり処理施設に負担金を出しているということもあるんでしょうけれども、やっぱりごみを捨てて、それを処理するのにすごくお金がかかっているんだということを今、課長じゃないですけども、子どもたちにもしっかりと話して、やっぱりリサイクルできるところは、そういうところでカバーしていこうという、町全体の取り組みがあれば、何か違うのかなと思います。時間もありませんので、最後に町長、これからの訓子府町の循環型社会をどう築いていくかということに含めて簡単にお話いただければと思います。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） カーボンニュートラル、2050年、2030年までにCO₂の排出量をより少なくしていくというの、これ地球的な課題だということで、これはうちの今、総合計画の後期の計画の中にこうした項目をどうやって入れていくかということが大事な項目になっていきますので、企画財政課を中心にしながら、こういった新しい時代の課題に対し、どう対応していくかということの絞り込みを含めてですね、積極的にやっぱり展開する時期に来ていると思いますので、進めてまいりたいと思います。

それからもう1点ですけども、留辺蘂の話が出てましたけども、燃えるごみで全部いいかっていう話です。高齢者のためを考えたら楽でいいんですけど、僕は逆戻りだと思います。やっぱり循環型の社会からしてみたら、高齢者の福祉対応のごみの出し方、処理の仕方をサポートしていくということと循環型の社会を作って何でも燃やせばいいかっていうこととは全然時限が違うと思いますので、これらも含めて、より精査をしながら隣の人にやさしい、高齢者にやさしい、そういう時代を作っていかなきゃならないと。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○5番（西山由美子君） では、二つ目の質問にいきます。

新しい情報発信の取り組みと町民への周知は

昨今デジタル社会の進み方が早すぎてついていけないと感じるのは年のせいなのか。ただ分からないことも教えてもらってはじめてその便利さに気付くことも多々ある。町民にとって有効ならば新しくて便利な情報発信を大いに取り入れて、その便利さや危険なところを学習できる場の提供が必要だと感じる。町民が社会の変化に適応できるよう前向きな町の対応を伺いたい。

1点目、町民と情報のやりとりを手軽にできる例えばLINE公式アカウント導入の考えは。

2点目、ネットやスマホが苦手な町民向けの講習会開催の具体的な検討はされたのか。

以上、お伺いします。町長と教育長にお伺いします。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 時間がありませんので、早口で。

今、質問がありましたように、まず、1点目に「町民と情報のやりとりを手軽にできる例えばLINE公式アカウント導入の考えは」とのお尋ねがございました。

本年第1回定例町議会における仁木議員からの一般質問において「LINEの導入の考えは」との再質問に対し「研究し、導入に対し前向きに検討したい」との回答をさせていただいているところでございます。現在のところ訓子府町のLINEの公式アカウントは既に取得を済ませており、現在、その活用方法について内部協議を進めている段階でございます。まずは緊急情報等の情報発信ツールの一つとして活用してまいりたいと考えております。

2点目に「ネットやスマホが苦手な町民向けの講習会開催の具体的な検討はされたのか」についてのお尋ねがございました。

先の第2回定例町議会におきまして西山議員から一般質問がございました「スマホなどの町民向けの講習会開催」につきましては、教育委員会としましては、高齢者などのデジタル活用に不安を抱えている方がいわゆる「情報弱者」とならないように、講習・講座の

機会を提供しての支援が必要であると認識しているところです。

現在「公民館まつり」などの各事業参加者へのアンケートや聞き取りを行い「スマホ操作でどんなことにお困りなのか」についてのニーズ調査を行いました。多くの方々から「スマホを使ったことがない」「機器の操作に不慣れ」「インターネットやSNSの使用に不安がある」などの声がありました。

このような高齢者の方々からの声から、まずはスマホの操作などの初級講座から関係機関と連携を図りながら開催することで進めているところです。

町民が便利なツールとして安心して安全に使うことができるよう、講座開催を通じて支援を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○5番（西山由美子君） 1点目ですね、これは10人の議員の中で一番、デジタル、ITに一番苦手な私が、こういう質問をするのは、ちょっと違うのかなと思うんですが、実を言いますと、これは私の提案ではなくて、町民の方で、四、五十代のかな、たまたまこの方は福岡県福岡市のLINE公式アカウントをうまく使って、町民と行政がじょうずに情報のやりとりをしているということをご存じだったんですね「私に知ってるかい」と言われて、「いえ、全然知らないよ」ということから、なるほど、LINEというのは個人的にはようやく覚えてやっていますけれども、行政とそういうふうにやりとりできるのかと。例えば、係の方ともいろいろお話したんですけども、子育てしている方は学校の休校情報をいち早くLINEで受け取れると。独自にね訓子府の教育委員会もやっていますけれども、あと子育てのイベントとか定期的な通知とか、オムツ換えのスポット検索までLINEできると。それから先ほどのごみの収集、それ例えば男性の方でも分からなかったりしたら、そういうこともできるし、申し込みや支払いまでできると。それで一番、私が注目してたのは、町民の方が、例えば、この間のような水害、災害があったとき、それから不法投棄を目撃したとき、それから公園の不具合、遊具が不具合だったときとか、いろんなところで町民が先に気付いたときにすぐ係の人に公式LINEアカウントを使って写真とそれから情報を伝えると。それによって職員のいろんな負担が減るというか、そういう話を係の人としたら、いやこんな小さな町ですと、そこまでないと思いますよとは言ってくださったんですが、その町民の方は逆にこの小さい町だからこそ、そういうことで町民が参加することで行政の仕事や仕組みも分かるし、お互いにこういいんじゃないかって、いいものは活用した方がいいんじゃないかというふうに言われたんですね、それで今回、活用してくださるということなので、調べますとオホーツクでも美幌町、小清水町、滝上町、興部町、大空町と一応LINE、登録式のLINEを開いているところがあるみたいなので、ぜひ今後、有効な活用をお願いしたいと思います。何かありますか。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（硯見康之君） 福岡市の取り組みについても、今、LINEをこれから使おうということで今、係の中で準備しております。先進地域の活用方法もいろいろ勉強しているところでございます。確かに人員的な問題とかで、どこまで係で対応できるかというのが、今、検討している最中ですので、うちの町に合った一番いい活用方法を今後考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○5番（西山由美子君） これに関しては期待していきたいと思いますので、よろしくお願ひします。そして、その中で、どんどん新しいそのやり方が行政も取り入れて便利になると。ところが使えない人にとっては便利でも何でも無い。混乱するだけだという声もきっと上がってくると思います。先日の議会報告会でも仁木議員がネット配信のことを説明してくれました。それを聞いた町民の方、高齢の方が俺は恥かいたと。こんなところで訳分からないと。自分はガラケーだから、スマホも持ってないし、言っていることがよく分からないと。本当に正直な気持ちを打ち明けてくれました。でもそれはもうその方に限らず、もう大多数の方がそうなんじゃないかと。そういう方がたくさんいらっしゃると思います。ですから、もう世の中の仕組みがそういうふうに変わっていく。早く早くってこう変わっていく時期なので、逆に、高齢者に限らないと思うんですが、まずは職員の方とも話したんですが、やってみることでいいですね。どこがどう分からないのか。どこを知りたいのか。たくさんみんなそれぞれ持っていると思います。それがやっぱり職員が負担になるんでしたら、町民の中で得意な方もいらっしゃると思うので、そういう人たちも募って楽しいサロンができるような、1回ではなくて、何回もそういうことを重ねてやっていけるような行政サービスみたいのができたらいいなと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（須河 徹君） 社会教育課長。

○社会教育課長（山田洋通君） ただいまのご質問、不慣れな方への講座、分かりやすい講習、講座ということでのご質問でした。現在、社会教育課でも来館者、とりわけ高齢の方にいろいろ聞き取りして、やはり若干の方がその機器に対して不安を持っているというのをお聞きしております。ですので、先ほどもありましたように、LINEを活用とかね、そういう部分も含めまして、町民の皆さんが快適に暮らせるような、そのお手伝いとしての講習、講座というものを企画して開催に向けて準備を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○5番（西山由美子君） ありがとうございます。本当に進み方が早いので、待っているとだんだんだんだん分からないままで過ごしてしまう方も多いので、ぜひ、みんなでこう楽しくそういう覚えることができるような、またそれが高齢者にとっても、自分もそうですけど、一つのエネルギーの着火点になるというんですか、頑張れる、少し覚えてみよう、便利になったな、そういうこともありますので、どうぞ職員の皆さん大変でしょうけれども、よろしくお願ひします。

これで私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（須河 徹君） 5番、西山由美子君の質問が終わりました。

ここで昼食のため休憩いたします。午後は1時から行いますので参集願ひします。

休憩 午前11時39分

再開 午後 1時00分

○議長（須河 徹君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次は、2番、西森信夫君の発言を許します。

西森信夫君。

○2番（西森信夫君） 2番、西森です。通告書に従って一般質問をいたします。町長にお伺いします。

町民への高度医療の今後の対応は。

本町に住み、北見市や近隣の病院に通院している子どもから高齢者まで多くの町民がいます。また、住民の高齢化に伴い、足の確保が困難なため、転出を考えている声も聞こえてきます。通院しながら病の改善が図られず、旭川市や札幌市の総合病院、専門病院での治療を受けたいと考える町民への対応につき伺います。

一つ、町民の受診意向に寄り添った医療相談窓口はあるか。

二つ、町の福祉保健課が病の相談に最適の病院の紹介や診察予約などの業務を行うことはできないか。お伺いをいたします。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「町民への高度医療の今後の対応について」2点のお尋ねがありましたので、お答えいたします。

1点目に「町民への受診意向に寄り添った医療相談窓口はあるか」とのお尋ねがありました。

医療機関とは異なり、町には医療相談窓口はございませんが、病気や健康上の心配事に関する相談に、毎週火曜日に健康相談日を開設し対応しており、電話による相談も行っております。また特定健診や各種がん検診を実施していますので、健診の結果、医療機関の受診が必要になった場合など、保健師が受診してもらうよう指導や相談を行っています。

医療機関によっては、医療相談室や地域連携室を設置し、患者さん、あるいはご家族の抱える病気に対する相談や経済的な悩みなど、医療ソーシャルワーカーが相談対応しているところもあります。また、相談内容によっては、保健師が病院に配置されております医療相談室や医療連携室等への調整ができる場合もあります。

2点目に「町の福祉保健課が病の相談に最適の病院の紹介や診療・予約などの業務を行うことはできないか」とのお尋ねがありました。

1点目のご質問でもお答えしましたが、町が直接、医療相談を行ったり、医療機関への紹介や診療予約は行っていません。

議員が心配されているように、地元の医療機関では治療が困難な高度医療を受けるために遠方での治療を余儀なくされている方もいらっしゃると思いますが、医療機関の中でも高度医療を担う医療機関、かかりつけ医など、それぞれに役割が分かれています。

より専門的で高度な医療が必要な場合は、医療機関同士での医療連携システムがあり、患者さんの症状にあった適切な医療を効率的に受けられるよう、連携が図られております。

また、受診にあたっては、かかりつけ医等からの紹介状が必要となる場合がありますので、主治医がいる場合は、まず主治医としっかり相談していただくことが大切であると思います。

以上、お尋ねのありました2点についてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○2番（西森信夫君） 何点か再質問をしていきたいと思っております。ただいま町長の方から

病気や健康上の心配に関する相談については、毎週火曜日に健康相談日を開設しているという回答をいただきました。また電話による相談も行っているという非常に、私ちょっとつかつでした。そういうことをやっているんだという回答をいただきました。それで、今までにどれぐらいの相談があつて、そして実際、高度医療につながったケースがあるのかどうかをお伺いをしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長補佐。

○福祉保健課長補佐（関口好子君） 健康相談に関しては、その都度、受けていますので、毎週火曜日ということにはなっているんですけども、随時というか来て相談されに来た場合は対応しています。なので件数については、それほど多くはないですけども、それで高度医療につながったというところでは、どのような症状とか病状とか、それにもよるんですけども、どこの病院がいいかというよりは、どこの診療科、そこを紹介することはできるんですけども、具体的にこういう病院がいいというところまでは、なかなか難しいところで、がんとかであれば、その専門のところのがん相談センターとか、そういうところの相談につなげることもあります。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○2番（西森信夫君） 非常に進んだ取り組みがなされているというふうに感じました。普通のかぜだとか、ちょっとしたけが、骨折などは訓子府や北見市で十分だと思います。しかし、重篤な疾病、それから地元とかかかりつけ医でこれ以上はもう治療できませんと言われた方が非常に困っている訳ですね。今回の質問はそういう方々に代わってお聞きするというので、町民が病院で非常に困っているんだと。そのときに町民の参考の一つとして、町がお手伝いをしていただけないかという発想で今回の質問をしている訳です。それでまず、どこかの自治体で、訓子府町以外の自治体でこのような取り組みを行っている市町村があるのかどうかをお伺いをしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長補佐。

○福祉保健課長補佐（関口好子君） 私の知る限りでは、町がそのような対応をとっているところは聞いたことはないです。高度医療に関しては、医療機関同士での連携のシステムがありまして、そこで治療ができないとか、そういう場合は、できる病院を病院同士で紹介し合うというか、がんの治療でも、その病院にそういう設備がない場合は、その設備のあるようなところに紹介されると思います。あと治療のこれ以上できないとかっていうところは、ちょっと難しいんですが、いろんな緩和ケアとか、そういうものも整っていますし、北海道内でも2次医療圏でそれぞれの役割の持った病院が設置されていますので、そこで対応されていると思います。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○2番（西森信夫君） 今この回答いただきましたが、まず訓子府や北見市への通院で、町民が通院して思うような病状回復が図られないと。旭川や札幌、遠くは東京の専門大学の病院あたりで受診を希望したいんだという方もおられます。そこで町の福祉保健課で今までの事例を、あの時はこうだった、あの人の時はこうだったというのが多少なりともあろうかと思しますので、町民のそういう相談に乗れるんでないかということでお聞きをしている訳です。ただ、今ですね、現在、書店、特に全国チェーンになっておりますコーチャンフォーなんかに行きますと国内、道内の医療、病院、紹介の本が売られておりま

す。例えば頼れる病院ランキングという本あたりは、これはプレゼント社が出しているんですが、非常に病院名だとか、症状名、それからがんにはこういう病院が非常に実績を上げていますというような本になります。それから道新が出しております北海道の病院という、これも道新で出している本なんですが、これも札幌を中心に恵庭あたりの病院も紹介されています。専門病院や症状によって実績を上げている病院を紹介した本になります。これは商業ベースで出してるのかなというふうに思うんですが、やはりそれをやっぱり頼りに、いろんな病院に行って治ったという人も実際にいるわけですね。そのお手伝いをやはり福祉保健課あたりができないのかなって、これ漠然と思うわけですが、一つそこら辺をお聞きしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長補佐。

○福祉保健課長補佐（関口好子君） 具体的にどこの病院がよいかというところは、町の方からその病院に受診してよいかとか、そういうような対応はちょっと難しいかと思うんです。症状によっては、その人にはあってもほかの人にはあわないとか、病状がわからないままどこの病院がいいよということにはならないかと思いますので、しっかりそこは、もし今の診断に矛盾とか不安を抱いているようであれば、セカンドオピニオンとか、そういう制度もありますので、そういうところに相談につなげたりとかという対応はできるかと思います。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○2番（西森信夫君） いろいろ相談する窓口はあっても、やはりこっちの地方では、いい病院がないと。いい医者がいないと。医者を批判するつもりはまったくありませんが、やはり都会に行けばお医者さんの数が圧倒的に多いと。いろんな分野のお医者さんが揃っているという中では、やっぱりこっちで見放された症状でも、札幌の北大病院では治りましたという人も出てくる。旭川医大に行って見てもらったら、これは手術できますという症例もあるという中では、ぜひそこら辺をやっぱり町民が頼りにしている町の福祉保健課あたりがやっぱり他の町村に事例がないということであっても、やはり先頭を切ってやるべきではないのかなと。将来に向かってやるべきではないのかなというふうに思います。それをやることによって、やっぱり訓子府はいい町だ。福祉行政もやる。それから教育もやる。やっぱり住んで安心だ。年とって病気になっても安心だということにつながるのではないかと私は思う訳です。ぜひやってないからできないんじゃないかと、一歩踏み出してどういう方法すればそういう診察が受けれるのかなという、ひとつ前へ一歩踏み出していただきたいというふうに思うんですが、まずそういう意思があるのかどうかを伺いたい。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長補佐。

○福祉保健課長補佐（関口好子君） 先ほどもお答えしたんですけれども、そういった紹介とそういう具体的なところではなくて、その方がどういうことで悩んでいるかということと、そこを十分お聞きしまして、必要があれば、その病院の相談室を通じて主治医の先生と今こういうことで悩んでいるとか、こういうことを患者さんは困っているということをお伝えして、どうしたらいいかということと一緒にその後の対応について検討して支援することは可能だと思います。決して相談には乗らないわけではなくて、その方がきちんと適切な医療が受けられるような支援はしていきたいと考えております。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○2番（西森信夫君） 今、課長補佐が言ったことは非常に現段階では最高の対応をしていただいているというふうに思うわけですね。ただ、医療機関もそうだと思いますが、学閥みたいなのがあって、旭川医大系列だから、北大系列だとか、もう医療機関によって、先生によって非常に学閥があるわけですね、どんな立派な先生に見てもらいたい。この先生に見てもらいたいと思っても、主治医だとか、かかっているところの医者で学閥が違えば、あの先生には私は口は聞けませんというのが結構あったり、いろんな流れがあるんですね。それを乗り越えた、やはり対応をできるのがやっぱり行政じゃないかなというふうに私は思うわけです。だから今は仮に無理だとしても、まず一步を進めていただきたいというふうに思います。今すぐやれと言っても、それは無理だと思います。今、課長補佐が言われたような対応で十分かなというふうに思います。それを一步進めて、やはり明年度、次の次年度は一步つながって何人かが希望する医者に診てもらえるようになったと。助かったという事例が当然そうなれば出てくるような気がしますので、ぜひともそういう流れを作っていただきたいなというふうに思います。

次に、2問目の町の福祉保健課が病の相談に最適な病院、これ1問目と被りますが、診察予約などの業務を行うことができないが。業務そのものは個人に代わって申し込むということではできないのでしょうか。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長補佐。

○福祉保健課長補佐（関口好子君） 診療予約ということですよ、その方によっては、ご自分でやはり病院に受診の手続きとかできない方もいらっしゃいます。病気によってもですが、そういう方については、やはり保健師の方でご支援することもできますが、基本的には、まずは、いきなり高度医療というか、日赤みたいなのところでありまして紹介状がないと診てみられないとか、ところもありますので、まずは普段かかっている先生にきちんと相談していただいて、そこで紹介状を持って受診するという形になるかと思うので、そういうところのかかりつけ医の先生に対して、こういうことで、こういう症状で困っているということを伝えて紹介状を書いてもらうとか、そういうところのご支援はしております。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○2番（西森信夫君） 今、補佐の言われたことは当然、今、決まりの中でやっていただいている最高の手順だと思います。ただ、若い人だとか、スマホをいじれる人、パソコン使える人はインターネットやスマートフォンで完全にこう調べることはできるんですよ。ただ、高齢者や全然そういうSNSあたりはまったく分からないという人に関しては調べることにすら無理であって、どこにどんな病院があるのか、それから担当医にかかりつけ医に相談しても、いやそれはもう年だからもうしょうないねって言われるのがおちで、いい病院で診てもらいたくても行けないんだというのが現状なんですね、だからできればやっぱりかかりつけ医にかかっているんだけど、もっといい医者に診てもらいたいんだけど、日赤に行きたいんだけど、紹介状がないと日赤では診てくれないんだというのが現状です。すぐ日赤に行けるんだったら、かなりの人が日赤で診てもらはずなんだけど、まず地元の医者へ行って紹介状がなきゃ北見の日赤は診てもらえない。小林病院に行って、本当は小林病院じゃなくて日赤行きたいんだけど、紹介状がないといけないというのが現

状なんですね。そうじゃなくて、例えば旭川行きたい。旭川の病院で診てもらいたい。札幌行って札幌の病院で診てもらいたい。北見の病院で見放されて、日赤で見放されて、これ以上は治りませんよってはっきり言われた人が先生とけんかしてでも、先生に紹介状を書いてくれと。札幌でどうしてもうちの家族を診てもらいたいと言って、札幌に無理くり紹介状を書いてもらって札幌に入院して半年いて助かって今は健在で訓子府に住んでいるという人もいますよ。ぜひ、これはね、やっぱり一線を越えていただきたいというふうに思いますが、再度お尋ねいたします。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 気持ちは分かりますけど無理です。保健師の力量や保健師の専門性からみて、どこの医療機関がいいかどうかということをおアドバイスとかどうだということは無理なんです。そういう医療行為をもっている専門職ではありませんから、ただ、情報として、今あなたの健康相談については、こうですよということも言えたとしても、医療を病院を紹介し、そしてそれをあっせんするというのはやっぱり第3次医療は赤十字病院です。第2次医療が小林病院とか勤医協とかいろいろあります。第1次医療は、うちで言ったら訓子府クリニックがそうだと思います。それはそれぞれの役割があって、昔のようにぱっとすぐ日赤に行けば診てもらえるかどうかということにはなっていないから、今、西森議員がおおっしゃったように第1次医療圏に行って日赤なり、そういったものの紹介状を書いてくださいという仕組みが変わってきています。その点でいうと確かに直接、旭川医大や札幌医大、北大などに行くというのは非常に難しい状況があるというのは分かりますけども、かといって、うちの福祉行政がそれを担う、医者を紹介する、そういったことは無理だというふうにご理解いただきたいと思うんです。非常に苦しい答弁を職員たちは書いています。できないんです。で、一例あげると私は55歳の時にうちの脳ドックで脳動脈瘤があるというふうになりました。何年かたって4cmぐらいになっていると。これは菊池さん手術しなきゃ駄目だというふうに北見の脳神経外科で言われました。私はここの医者を信じられませんでした。それで紹介状を書いてくださいってということで旭川日赤の名医のところに行きました。名医のところに行ったらこれは手術しなきゃ駄目だ。だけでも私はセカンドオピニオンで地元の脳神経外科から紹介されたものは逆に言うに戻ってくださいと。私自身の意見を書いてその病院に行きますと。それでたまたまその旭川医大の先生はうちの脳神経外科の恩師だったものですから、そこで手術することになったんですけども、そういうキャッチボールみたいなのはやっぱり必要でして、北見日赤が建て替えするときに、いくばくかの寄付をしてほしいと地元にも要請がありました。今、名誉委員長になっている吉田先生なんですけども、私は何点か吉田先生にお話をした経緯がございます。高度の医療が必要なものは峠を越えなかったら治療を受けられない。そういうことでは困るということが1点。それから今、安くうちで補助金を出してるPET、それを置いてください。それから障がいを持った子どもたちが歯医者の治療を受けられないんですよ。全部旭川とか札幌行ったり帯広行ったりする。これを何とかしてください。それから周産期医療の問題も何とか日赤がもう1件言ったのは鎌田實さんの言っているあのその病院のようなですね、地域とともに歩むような日赤になっていただきたいという話をした経緯がございます。今そんなそれをちゃんとやっているかどうかということはいろいろありますけども、日赤も大変、高度医療機器も入ったり、医師も充実していますので、

なおかつそれでやっぱり駄目だと。事例としては、西森議員もご存じのとおり私も知っています。札幌に行って胃の手術を受けて何とか元気になって帰ってこられたという事実もありますけども、それはやっぱり当事者がドクターにやっぱりあそこの病院の紹介状を書いていただきたいと、やっぱり医療機関同士の連携ということがありますので、そこが大変難しい私どもよく理解してますけども、よろしくご理解いただきたいと思います。やっぱり医者と住民の信頼関係をどうやって築き上げながら、そして次の高度医療の方にもって行っていただくかということも含めてですね、状況をしていかなきゃならないなというふうに思います。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○2番（西森信夫君） 今、町長からの答弁で決定的に決まったなというふうに、無理だということでしたが、私ここで諦めたくない。将来に向けてね、つなげていきたいと思うのは、やはり、われわれだったらいいんです。もうあと10年か20年でいなくなるんだから、もうがんにかかって死んでもいいんですが、やっぱり訓子府に残る後継者たち、子どもたちですね、その子どもたちにやっぱりいい医療を伝えたいというふうに思います。今はできなくても、やっぱり一步を踏み出してほしい。一つの事例でいいんですよ。一步を踏み出してほしい。今、訓子府で腰が悪ければ恵庭の病院行け。これは通説になっていますね。そして、がんになったら札幌の白石のどここのなんだか病院に行け。これは治るんですよ。本当に治るんです。嘘ぐらいに。北見で死ぬことないと。札幌行ったら助かるんだというのが定説になってますよ。やはり、その道を風穴を開けていただきたい。やっぱりこれは今、福祉保健課長の力でぜひ前に一步でも半歩でもいいです。進めていただきたいというふうに思います。私からのお願いとして、まず一問目を終わらせていただきます。

次、今年のひょう害・水害への町の対応につき、町長にお伺いをいたします。

「災害の少ない町 訓子府」というのが定説になっているようなわが町も6月、7月のひょう害・雨による災害と立て続けに襲われる結果となった。今までにないような損傷を受けた道路や畑に自然災害の怖さを感じるものがある。町内を回ってみて、被害の大きいところ、何度もやられているところ、さまざまな被害が散見された。現地の声から次の点を伺う。

一つ、昔から沢地として水が流れ、40年、50年ほど前に整備された排水路では、現況の水量がのみ込めない状況である。どのような対策を考えているか。

2番目、号線道路を雨水が走り、傾斜に沿って水が畑に流入した事例があるが、対策を伺いたい。

三つ目、早く復旧してほしいという要望があるが、優先順位や業者の決定はどのようになっているのか伺いたい。

以上、お伺いします。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「今年のひょう害・水害への町の対応」について、3点のお尋ねがございましたのでお答えいたします。

1点目に「昔から沢地として水が流れ、40年、50年ほど前に整備された排水路では、現況の水量がのみ込めない状況である。どのような対策を考えているか」とのお尋ねがご

ございました。

耕作面積の少なかった本町においては、河川整備について耕作面積の確保のため農業用排水路として確率年3～5年程度の雨量で設計・整備されてきた経緯があります。

そのほか、排水路の計画から数十年が経過し、沢地や山林を耕作地に整備されたり、排水路についても農業基盤整備で実施されたため、下流域への流入・到達時間が大幅に短縮されて増水していることも事実であります。

今年のように6月、7月の1か月に4度の災害級の降雨により被災している状況はこれまでになかったことです。国土交通省の統計を見ると全国で1時間当たり50mmを超える降雨の発生数は30年前と比べて1.4倍となっていることから西森議員の言われる現在の排水路の検証が必要であると考えています。

今回の被害を踏まえ、北海道開発局に対し紅葉川を中心に国営事業による排水路について、現在の雨量でも河川断面を確保できているかについての確認を要請しているところで、結果によっては再整備の検討も行わなければならないと考えていますので、ご理解を願います。

2点目に「号線道路を雨水が走り、傾斜にそって水が畑に流入した事例があるが対策を伺いたい」とのお尋ねがありました。

雨水対策として、取付道路の舗装かさ上げの実施や土のうによる流入防止対策を各農家や町・保全会で講じてきていますが、それを上回る雨量で土のうを越えて畑に流入していくような状況のほか、畑からの土砂を含む雨水が道路排水や車道の導水柵を埋めてしまい車道に越水し下流側の畑に再度流入したり道路の路肩を洗堀する状況がありました。

道路排水で耕作地の集中した表面水を処理することは現実的には難しい状況であることをご理解願います。

3点目に「早く復旧してほしいという要望があるが、優先順位や業者の決定はどのようなになっているか伺いたい」とのお尋ねがございました。

災害復旧につきましては、まず第一に町民生活確保のための砂利道を含む町道の通行止め箇所の早期復旧を最優先にしております。第2には、次回降雨時に被害が増大する河川埋塞箇所を土砂上げし河川断面を確保することです。第3には、道路等排水が土砂等で埋塞し排水機能が損なわれている箇所の復旧と道路・河川の法面復旧等となります。

業者の選定と復旧方法については、現場を確認し、被害の大きいものから国の補助事業により復旧するもの、単独災害復旧事業で建設業者に発注するもの、直営で実施するものがあります。

また、直営や機械借り上げ等による復旧時には直営や建設業者の所有している建設機械を把握し、現場に合った機種選定を行い配置しています。

今回の被災については、箇所数が多いことから復旧に時間がかかっていますが、これからも復旧作業は継続していきますので、ご理解を願います。

以上、お尋ねのありました3点につきましてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○2番（西森信夫君） まず最初に毎日復旧作業に奔走されている建設課担当課長、ならびに担当職員の皆さんにお礼を申し上げます。

また、災害を受けた箇所が1日でも早く元の形に復旧することをお願いを申し上げる次第であります。

何点か再質問をさせていただきたいと思います。

昔から沢地として水が流れて四、五十年たっているという中で、今回非常に水量が多かったという中で、実際、水量が多くてのみ込めない状況で排水路があふれたという箇所が何か所かあったと思います。全町でどれぐらいあったかをお伺いをしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 建設課長。

○建設課長（荒沢直樹君） 今回、今年度ですね、今年の6月、7月、四度にわたり被害を受けました。その中で河川、排水の方が越水した箇所はどのぐらいあったかというお尋ねでございますが、まず、6月の19日ですね、においては、私の確認している箇所では3か所あります。また、4日の日では、全部のパトロールに行ったときですが、かなり雨量が強かったということもありまして、南北、常呂川の南北になりますけれども、そちらの普通河川につきましては、すべて越水しているというところは確認しております。ただ、雨が降っている時間が短かったものですから、増水して越水、その後、水が引くのもかなり早かったと。1時間以内にはもう越水が終わったというような状況も確認しています。

以上です。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○2番（西森信夫君） 荒沢課長、毎日現場で実際その指揮をとっておられて、状況が非常に訓子府町の災害を受けた状況が分かっていると思いますので、何点か聞いていきたいと思いますが、昔から沢地、私ら小さいころは沢地で水がたまったり、池があったり、それから木が生えたりしている雑木林もたくさんあったんですね。それが今はもう全部均平して、それから客土して広大な農地になっています。訓子府の高台でも低台でも農村の様変わり、一変しちゃったと。これはもう均平や開墾によるものだと思うんですが、それによって、やっぱり集中豪雨がくると上からの水が一気に下まで流れてくるということで、そんな状況になっていると思います。そこでお伺いしたいんですが、この現状の訓子府の農地、それから訓子府の土地を見ると、どのような対策をとれば有効なのかなというふうに考えるわけです。それをお伺いしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 建設課長。

○建設課長（荒沢直樹君） 昔と比べて様変わりしまして、今後ですね、対応の検討ということでございます。実際、今回、四度の被害が1か月で四度被災を受けていますので、これをどのようにして考えるかというところがまず先に1点あるかと思います。災害クラスは降雨ですので、そちらの方をまだ被害がないようにまで整備していくのか。あとは災害は災害としてですね、国ののっとなっているような計画断面を何年でもっていけばいいのかという、まず先にその検討が入ってくるかと思います。もし5年、10年とかという話になるのであれば、今現在動いています訓子府でもですね道が管理していますポイントナイが今、最終年を迎えますけれども、あちらの方でもまだ5年確率になっています。そちらの方は確率年によっては本来河川ですので10年をもちたいところなんですけど、そういうのは各地域でもあるんですけども、地域の地権者等々とお話しながら、そうやって作ってきた経過というのがあります。それで断面決定をしていますので一概には言えないんですが、まず基本的に先ほど町長からの答弁もありましたが、国交省の方で30年で11.4

倍ぐらいの50ミリ以上の強い降雨がある回数の頻度も増えているということもありますので、そちらを踏まえた形で今、今までになかった国営事業で行った排水がまず先に整備されて、そこがあふれるということが今までなかったもんですから、まず国営事業でやった開発局に今の現況の断面が、何年かに1回、大雨資料というのがありまして、その雨の資料が段々雨量が多くなってきているんです。そちらの方で現在の資料の中で、その雨ののめるのかどうかという検討は行っていただいているところです。基本的に国営事業がまずメインになって、そちらの方に道営事業の整備された排水が繋がっていくというような状況ですので、まず基幹である国営の方の検討から先に始めていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○2番（西森信夫君） 今、非常にね、課長の方からいい話をお伺いできました。1か月に四度のこういう災害が起きるなんていうのは、今まで訓子府町ではそうなかった事例だと思います。まったく今までないぐらいの雨が一気に降って被害が災害が起きたという中で、国では国営事業整備の中でこれぐらいで表面水の計算からいって、この深さでいいだろう。この管でいいだろうということで設置をしていただいている。それがあふれてしまったという中では国もそれを見直しをかけていくという町長からも言われましたが、視察に来ていただいて、5年、10年かけてでもやっぱり見直しをかけていくという方針だと思います。まず国営事業を見直しをしてもらって、それにつながる道営事業も徐々に変えていただきたいというふうに、二度とやっぱりこういう災害が起きないようにしていただきたいというふうに思います。それからですね、今回の災害に対して、町民がいろんな不満をわれわれ議員に言うんですね。実際、雨の降っているとき、われわれは邪魔になるから災害地には行けないんですね。雨が降って2日、3日、だいたい災害を役場の建設課が見て、それから道議さんが見て、いろんな人が視察をして、これは被害受けて、いつ国からくるといふ、視察をして、その後、われわれもやっぱりこう議員が各方向にちらばって自分の調べたいところ見たいところ行って調べたわけですよ、そんな中でやっぱり町民からもっとこうしてほしい。ここは何回もやられているところだ。そういう不満がすごいこうわれわれにぶつけられるわけですよ。今回、議会の一般質問で聞くんだと。災害に対して聞くんだということで、われわれの議員の中もSNSを通じて皆さんから生の声を聞いたんですね町民の方から。どういう要望があるんだと。どういうことをしてほしいんだという。それがここに羅列されているわけですが、30件のメールがきているわけです。まだあると思うんですが、そんな中で何点かこう絞って紹介をしたいと思うんですが、ある方からのメールでは、農家さんたちのダメージがかなり大きかったと思います。離農につながらないよう農家さんたちのサポートやフォローが充実したらいいなと思いました。これは一人の方。もう一人の方です。これはうちの入口、これ福野の方なんです、うちの入口なのですが、大雨が降ると取り付けから道路の水が流れてきて車が通れなくなるぐらいえぐられます。道路から水が入り込まないような対策をお願いできたらいいと思います。もう1点、もう1点だけですが、防災対策については、今回のように河川、用水路があふれないように対策してほしいです。保険に入っているとはいえ、大雨が降るたびに被害を受けて廃耕しては、さすがに営農継続は厳しいです。それと今年は大雨で畑が掘

れて直しても直しても雨で流されました。収穫終了してから本格的に直すのですが、それに対する助成があると助かります。それと柏丘の山林川の護岸がめちゃくちゃなっているのですが、改修工事があるので仮の復旧だとは思いますが、現状より周りが崩れないようにしてほしいです。今のままだと畑側は崩れます。役場で見てると思いますが。というようなメールが、ここにある30件ほどあるんですね。非常に生の声で読んでいくと、いや全然自分らが気が付かなかった町民の目線で見ることが寄せられておりました。ぜひですね、やっぱり町民は非常に毎日の生活ですから、少しでも元の形に直してほしいという要望が寄せられております。大変だとは思いますが、1日でも早く直していただきたいなというふうに思います。

2点目の号線道路、これもですね、先ほど町長から答弁いただきましたが、雨が尋常な量でなくて、号線を、南8線あたりを高園あたりからずっと日出に向かって水が舗装道路を川にして流れるんですね。そしたら行き場所がないものですから砂利道の方が低いですから、そこに各号線にもう入っていくんです。その号線の水がやっぱり畑を流していくと。非常に畑の中、水だらけになって、どこの畑も。畑の中までは役場はグレーダーで削れないもんですから、やっぱり農家がそれぞれあたるしかないということになります。号線の問題、実際、かさ上げしてもいいのか、農家の個人がね、各個人が水が入らないように道路縁にかさ上げしていいのか。自分らで手をつけて直していいのか、困っているわけですよ。そこら辺の回答をひとつお願いをしたいと。

○議長（須河 徹君） 建設課長。

○建設課長（荒沢直樹君） 今回の災害でかなり砂利道の方ですね、縦も横もなんですが、かなり低めになっている部分に関しては、かなり雨が流れて土砂を削ることがありました。6月、7月もそうなんですけども、必ず毎回直したところが削られるということもありまして、砂利道に関しては通行止め区間等々に関しては、毎回ですね、2日を目途にすべて開通できるように行ってきたところなんですけども、今、お尋ねのありましたとおり砂利道の方に水が入らないようにかさ上げするとかということもあるんですが、それは今後の中です。今、計画として今考えております。第1弾としまして、この前、7月の4日と18日に降りまして、清住の道道ですね、置戸訓子府北見線なんですけども、そちらの方から常呂川に向かって町道がありますけども、そちらの方からまた水が入ることもありまして、またそれで今回、道の方に要請してですね、町道でもいいのでということで舗装の部分にかさ上げしていただいたという経過があります。なおかつ、道道においては、最近、維持管理というか、升の土砂上げもしてなかったんで埋塞してて車道をずっと路肩側を水が走って行って砂利道に流れるということもありましたので、こちら道に要請しまして、すべての道道については升のかさ上げと排水の貫通は確認させていただいているところですので、また今後とも砂利道、町道の方でも、そちらの方かさ上げ等はやっていきますが、まず地権者ですね、利用する方、実践会の方にお話してですね、その部分、かさ上げしていいものかどうかを確認しながら今後実施していきたいと思っておりますので、ご理解願います。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○2番（西森信夫君） よろしくお話をしたいと思います。

次に、災害に対する復旧で早く復旧してほしい。これは誰しもがそう思うことであって、

壊れたところは非常に不便で通れないという状況なので、私の顔を見るなり早くしてほしいと。何やってんだというのが口癖になるぐらい町民の方は困っているという中で、まず秋の収穫が終わった段階、畑が空くと、したら道路からは非常に重機も届かないぐらいの高さもあると。中では畑に入って実際やらないとできない現場もたくさんあるわけですね、特に北栄なんかで非常に高いところあたりは、まったく道路からはできないという中で、畑が空いて、秋起こしやって次の畑の準備するまでにできればやってほしいんだという声も聞かれます。農家にとっては次年度に引き継がないで今年のうち何とか終わらせてほしいというのが本音だと思いますんで、そういう箇所はそんなに数はないと思うんですよ。訓子府の中で畑に入ってやらんきゃならんというところはね。そういう場所にいろんな工法、今、進んだ工法あると思いますが、そういうことでやっていただけるのかどうか。課長の見解をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 建設課長。

○建設課長（荒沢直樹君） 実際、畑ですね、排水に土砂が入ってしまってたまっていると。取ってほしいという要望があるんですが、その両サイドに作物があって取れないという箇所が私のところに実践会長から要望がきているところでは今、清住ですとか穂波はじめ、5か所か6か所あるんです。そちらの方は収穫終わってから入るということは予定としてはあります。まだ他もただ出てくるでしょうから、そのときにはうちの方でリースですね、大きい機械もリースしながらでも、うちの直営でもやれるように今現在小さいコンマ2のユンボ、小さいユンボしかないんですが、大きいやつをリースしてでも直営でも動けるように、ちょっと山田さんの方が、他の機械借り上げになりますと、今、他の事業が入ってますので、なかなか借りれないという状況がありますので、そちらの方も合わせて実施していきたいと考えています。

以上です。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○2番（西森信夫君） よろしくお願いをしたいと思います。

最後になりますが、今回のような農家も町も町民の人たちも水の害を受けたということは、何十年かぶりの災害となりました。関係する部署の職員の方々には特段の配慮や時間外の列席に対して非常に大変だというふうに思いまして感謝を申し上げる次第です。ただ、今後とも1日でも早い現場復旧が望まれます。さらなる改良の期待をして、私の質問を終わりたいと思います。町長から最後に一言あればよろしくお願いします。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 昨日の工藤議員からもそうですし、西森議員のご指摘のとおり感じていることは私たち行政もまったく変わらない状況で、大変何とかしなきゃならないという思いでいっぱいです。荒沢課長の方から述べましたけど、私どもができることは、できれば年内のうちに90%以上はやりたいし、日々その努力をしているということです。昨日もお話させていただきましたけども、やっぱり今までの国の、あるいは北海道の規格、基準がこういう状況を生み出しているということを今日も私、査定官が来ましたので、私からも農林水産省の査定官にもお話させていただきましたけども、絶えずこういったことを何とか1日も早く是正していただきたいということを要請しています。今回、私が町長になって16年になりますけども、こんなに現場を歩いたり関係機関の人と現場を見て歩

いて、そしてお互いに対策を考えてきたというのは、初めてのことです。こういったことをですね、やっぱりこれからも現実的に改善していくような状況をやっぱり作っていきたいと思います。まだまだ不十分な点や、やっぱり農家の人に見てみたらぶつけるところってないんですよ。それはね、町長に直接ぶつける人もいるし、それから議員さんたちのところにぶつけている人もいますけど、それは受け止めながらですね、1日も早い解決に向かって努力していきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○2番（西森信夫君） 以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（須河 徹君） 2番、西森信夫君の質問が終わりました。

ここで午後2時5分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時53分

再開 午後 2時 5分

○議長（須河 徹君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次は、4番、仁木義人君の一般質問の予定で周知しておりましたが、本日欠席のため、訓子府町議会会議規則第61条4、質問の通告をした者が欠席したとき、または質問の順序に当たっても質問しないとき、もしくは議場に現存しないときは、通告は、その効力を失うこととなっておりますので、順番を繰り上げ、余湖議員の質問に移ります。

1番、余湖龍三君の発言を許します。

余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 1番、余湖です。通告書に従って一般質問させていただきます。よろしくお願ひします。教育長にお尋ねいたします。

通学困難区域のハイヤー運行について、お尋ねいたします。

訓子府高校の入学増の手助けとして今年の春から北見市の西側地区の生徒を対象とした送迎のハイヤー運行事業が行われ、今年度の入学生徒の確保の一助となったことと感じております。

ただ、訓子府町内の北見市内の高校に通う生徒の保護者からは、なぜ訓子府高校に来る生徒にそこまで便宜を図るのか。町内の北見市に通学する生徒にも何らかの応援があってもいいのではないかと、そういう声も聞かれます。

それらを踏まえてお尋ねいたします。

一つ、ハイヤー運行の現在の運行状況と課題があればお知らせください。

二つ、今後の利用対象者の拡大の考えは。

よろしくお願ひします。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） ただいま「通学困難区域のハイヤー運行について」2点のお尋ねがございましたので、お答えをさせていただきます。

まず、1点目に「現在の運行状況と課題は」についてのお尋ねがございました。

訓子府高校への通学は、町内の生徒は徒歩か自転車、町のスクールバス利用、自家用車により通学しており、町外の北見市内の生徒はほとんどが北見バスターミナルから路線バ

スを利用して通学しております。

訓子府高校に入学する北見市内出身別中学校の入学状況を見ますと、これまでの実績では北見市から訓子府方面の路線バス沿いの中学校や北見バスターミナルの徒歩圏内の中学校の入学者が多く、北見バスターミナルから遠い学区の中学校は公共交通機関の乗り換えが必要であり、特に北見市西側の中学校の入学者が少ない状況となっております。

訓子府高校への通学困難区域からの生徒や保護者、学校関係者などから「通学バス運行」の強い要望があったことや、訓子府高校の応援団であります「訓子府高校魅力化プロジェクト委員会」からの通学バス運行のご意見などを踏まえ、訓子府高校の振興と安定的な入学者確保のために、ジャンボタクシーによる通学バスの運行を今年4月より実施しているところです。

現在の通学バスの利用人数については7名で乗車定員10名のジャンボタクシー1台で登校時1便、下校時2便の1日3便を運航しております。

利用する生徒や保護者からは「通学時間が大幅に短縮され、時間に余裕が生まれ、勉強により集中できるようになった」などの声があります。

通学バスの課題につきましては、今後、乗車人数が増加するとそれに対応した運行体制を検討する必要があります。

2点目に「今後の利用対象の拡大の考えは」についてのお尋ねがございました。

この度の訓子府高校通学バスの運行につきましては、訓子府高校、北海道北見バス、北見運輸支局など関係機関とも相談、協議しながら進めてきたところです。

この度の通学バス運行は、北見市内で訓子府高校に通学しにくい西側区域を対象とした新たな交通手段として実施したものであり、あくまでも訓子府高校の振興と入学者確保のためのものであります。

訓子府高校への通学バス運行にあたっては、既存の路線バスを運行している北海道北見バスの運行や経営に大きく影響を与えない範囲での運行が基本であります。

また、仮に訓子府町内から北見市内の高校へ通学する生徒が利用するとした場合には、北見市内高校へ通学する在校生徒数などから通学バスの乗車定員数を大きく上回ることであり、さらに、通学バスについては、訓子府高校の登下校時間に合わせた運行のため、北見市内高校の登下校時間に合わないことが想定されます。

こうした状況から、通学バスは訓子府高校の振興と入学者確保のための支援策であり、今後の通学バスの利用対象の拡大につきましては大変難しいものと考えておりますのでご理解を願います。

以上、お尋ねのありました2点についてお答えいたしましたので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 漠然とした全体の感じが見えてきました。ありがとうございます。それでは何点かお聞きしたいと思います。具体的なことの質問ですので、よろしく願います。

まず、現在運行しているバスの運行時間、行く時は何時に出て、大体、学校に何時に着いてとか、そこら辺の時間と帰りの時間の2便についてもお知らせください。

○議長（須河 徹君） 管理課長。

○管理課長（高橋 治君） ただいま、バスの運行のダイヤということになるかと思いません。まず登校便でございますが、これは始発が北見の夕陽ヶ丘とそれから若葉、西7号線というんですかね、ちょうどセブンイレブンのあるあたりなんです、そこを始発しますが、そこが7時40分になります。そのあともう1か所、国道沿いの7号線のところで停まりまして、訓子府高校には8時10分ごろ到着予定になっております。下校便ですが、通常の下校が15時30分ごろですので、15時45分訓子府高校を発車して、先ほど言いました夕陽ヶ丘、それから国道沿いの方に下車をするということになります。もう一つ、部活動を行っている生徒がいらっしゃいますので、その生徒向けに18時10分訓子府高校発で運行しております。下校便のことですが、15時45分発でいきますと大体16時10分前後に先ほど言いました夕陽ヶ丘通りとか国道39号線沿いの7号線沿いに到着します。18時10分ですと18時25分から30分ぐらいに到着になっております。

以上です。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君

○1番（余湖龍三君） もうちょっと詳しくお願いします。行き便、要するに訓子府高校に来る便については、北見の7号線のところが始発という形なんでしょうか。そこから相内側を回ってくるのか、上常呂に出るのかとか、帰る時は、訓子府高校から上常呂の方回って相内から、ぐるっと回っているんですよね、これね。そこら辺のことをお願いします。

○議長（須河 徹君） 管理課長。

○管理課長（高橋 治君） すいません、詳細にルートをお知らせをしたいと思えます。この今回の運行につきましては、ジャンボタクシーということで、タクシーについては、出発点がお客さんが乗った地点から料金が発生するという仕組みになっています。ここは通常バスと違うところで、バスは営業所なり事務所から出発した時点で回って戻るまでということなので、タクシーとバスの料金体系、運行体系の違いをまず押さえていただければと思います。それをもちまして、まず朝の登校便ですが、西7号線の夕陽ヶ丘通りのところが7時40分、西7号線、国道39号線の地点で7時45分、そこからまっすぐ訓子府高校に来ますので、ルートについては多分、道道北見置戸訓子府線に入ってくるんじゃないかなと思いますが、そこを通過して訓子府高校に来るというルートになっています。乗車位置が2か所でございますので、そのようなルートになっております。相内まわりとか東相内のお話が出ましたが、そちらの方面の生徒が今、乗車がいませんので、先ほど言いました7号線沿いの2か所のところを停留所として、今、運行しているというところでございます。

以上です。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） すいません、もう一度確認します。夕陽ヶ丘通りの7号線ということは、要するにセブンイレブンのところからまっすぐ上がっていく道路はないですよね、まっすぐ夕陽ヶ丘通りまで上がれないですよね。分かりますか、ちょっと今、場所の感覚が分かんないんで、すいません。

○議長（須河 徹君） 管理課長。

○管理課長（高橋 治君） ちょっと固有名詞がたくさん出るんで大変。ニトリ家具店がありますよね、あれを真っすぐ、あれが西7号線なんです、あれを真っすぐ北の方とい

うんですかね、夕陽ヶ丘通りにぶつかったところが始発です。今言いましたニトリのところまで下がってきて、そこから訓子府高校へ行くというようなルートになっております。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 分かりました。ありがとうございます。それでルートは分かりました。じゃあ今、要するに、しいて言えば、夕陽ヶ丘通りのあたりの真ん中辺から乗る子どもばかりで、相内の方の学校から来る子はいないんで、相内まわりはやってない。最初の方はそういう話もありましたんで、私はぐるっと環状線みたいに回っているのかなという感じを持っていたんですけども、それをしてもそんなに変わらないのかなと思いますけど、とりあえず今乗っている子どもの人数は、今聞きましたね、7名ですか、それでこれ学年については何年生が何人とかって分かりますか。

○議長（須河 徹君） 管理課長。

○管理課長（高橋 治君） 現在、学年の人数ということですので、乗車位置も含めて、ちょっと説明させていただきます。まず、1年生が3名、2年生が4名です。乗車位置ですが、先ほど言いました夕陽ヶ丘通りの西7号線のところから乗車されているのが5名、これは1年生が1名と2年生が4名です。それから西7号線の国道39号線のところが2名で、これは1年生が2名ということで、合計7名でございます。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） これで大体分かりましたね。ジャンボタクシーは10名まで乗れるという話もありましたけども、違いますか、9名ですか。将来的にという話はあれですけど、今現状の訓子府高校に通っている子どもたちが今7名の1年生と2年生で7枚乗っているということなんですけども、これの現在の在校生の中でこれが増えてくるとかっていう予想はあるんでしょうか。

○議長（須河 徹君） 管理課長。

○管理課長（高橋 治君） 現在、訓子府高校に通学している生徒23名で、そのうち町内の方3名です。置戸から7名ということで、北見市内から通学している生徒さんは13名いらっしゃいます。1年生です。ごめんなさい失礼しました。全体ではですね、現在55名、私の持っている数字の中で56名おります。そのうち、訓子府町内が14名、それから北見市内が32名、ちょっと古い数字になっているかもしれませんが、一応そんな感じですよ。置戸が10名ということで。現在、転入された方もいらっしゃったので、すいません、現在、全体で57名です。1年生が23名、2年生が11名、3年生が23名ということでございます。地区別の内訳ですが、訓子府が15名、北見が31名、置戸が10名、その他1名ということでございます。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） ご質問は今の在校生の中、さらに乗車人数が増えるかというような趣旨のお話だったかと思いますが、年度当初は6名でした。そしてその後、1名増えたということなんで、今の在校生から今年度については、さらに増えるということにはならないのかなというふうにうちは捉えているところです。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 本当に現状がよく分かりましたね。それでは、現状はよく理解させていただきました。それで返答の中で今後の課題はということで、今後というか、今、

課題は何かということだと別になくて、これから乗る人数が増えたときにバスの定員がというようなお話だったので、これ本当に訓高に通う子どもの対象が増えていけば、これはもう1台でも2台でもということが必要になってくるのかなということを感じますね。こういうことがあれば本当に訓高、また来年度の入学者にも非常にいい影響があるんじゃないかと思って非常に期待しております。これについては、1番については現状と課題をお聞きしたところでございます。問題は二つ目の今後の利用対象の拡大の考えはということに行くわけなんですけども、私は質問書の中にも書いたように、本当に北見市内に通っている高校に通っている父兄さんでは、やはりなぜ訓子府高校に通う生徒にはこんだけいいものがあるのかなと。そういう声は確かにあります。実際に全部の北見市内の高校に通っている父兄がそう思っているとは私は思ってませんけども、はっきり言って訓子府から北見の北斗、柏陽、藤、商業、各学校に通っている方がいますけども、それぞれ通学というバスで行って、そのあと汽車に乗ってるのかバスに乗っているのかとか、いろいろあるんですけど、それぞれの中で今までずっとやってきたことなんで、そんなには感じないんだと思うんですけども、やはり実際にこうやって訓子府高校生のために、こういうバスが走っている以上は、じゃあそのバスも利用できる範囲があれば利用させてもらえるんじゃないかと。そういう声があるのも確かです。それで私も実際の話、このバスの運行、今きちんと聞きまして、これは北見市内の全部の高校には当てはまりませんが、少なくとも工業高校に通っている生徒には、この利用というのは可能じゃないのかなということを考えました。現状としましては、北見市内の高校に通っている子どもたちというのは、訓子府駅からバスで北見まで行きまして、北見バスターミナルからまたバスに乗って柏陽の方に行ったり工業の方に行ったりというようなことでやっているんですよね。ちょうど汽車もね、あるんですけども、汽車の時間にはちょうど合わないんですよね。もうちょっと早く着くと汽車にも間に合うんですけども、間に合わないんで、バスの乗り継ぎで行っているのが現状なんです。それで工業高校の子どもの親とか子どもに聞いてみますと、やはりバス、バスの乗り継ぎで行ってギリギリだと。始業時間ギリギリになってしまって、本当に慌ただしい中で学校の授業に入るんだというようなことも言ってましたんで、そういう面で行くと工業高校に行っている子どもたちだけにでもこの門戸は開けないのかなということを私は考えています。このバスの最初のハイヤーのコースから巡回ということをやった時期がありましたんで、私はそれ、今こういう現状を聞いて夕陽ヶ丘通りからの折り返しという今、現状なんでしょうけども、これは最初の当初の予定どおり相内のモイワから下りて行った高校から真っすぐ上がってモイワに出てローソンのところで停車をするというような形を最初は考えていたんだと思うんですけども、あのコースに入れば、工業高校には国道をあれからまた真っすぐ北見に行って夕陽ヶ丘通りで拾ってというようなこともできるんじゃないのかなと思うんですよね。現実としまして、工業高校に通っているお子さんというのは、詳しく何人が何人というふうには分かりませんが、自転車で通っている子もいます確かに。自転車も暖かい日とか夏場ならいいですけども、冬場はそういう訳にもいきません。そうなればどうするだということになると。やはり親が送り迎えしなきゃいけない。現実には何人もの工業高校へ行っている子どもたちの親は送り迎えをしているのが現状だと思います。ましてや部活動とかもやっていますと余計また遅い時間にも行かなきゃいけないとか、そこら辺はあるんで、本来でしたら、親同士が協力した中で共同で送り迎え

とかっていうことも考えるべきなのかとも、そういう選択肢もあるんじゃないかと思いますが、今、現実的にここにこういうバスが走っている現状となった時にはそういうものに対して、工業高校に行っている子どもたちにだけでも、そういうバスの門戸は開けないのかなということ、とりあえず漠然とお聞きします。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 訓子府高校のこの通学バス運行に当たっては、議会の方にもご相談、協議しながら、この通学バスを運行しているわけですけど、まず、この通学バスの狙いとしては、先ほど申し上げたように、訓子府高校の入学者確保対策として運行しているというのが、まず第一で、その中でさまざまな学校や北見バス、さらには北見運輸支局とも協議しながら、どういった形態でやるのがいいのかということ、これを協議した中で今の状況に至っているということ、これをまずご理解いただきたいと思います。それで、まず、狙いとしては、対象者としては、北見市の訓子府高校に来る通学が難しい区域の学校区を狙いとして、うちはターゲットとしておりますので、それは今まで入学者として少ない学区だったり、ほとんど来てないような学区が、この通学バスを利用することによって足の確保ができて入学者が増えることを狙いとしてやっているということ、これをまずご理解いただきたいと思います。その中で、やはり既存の路線バスである北見バスの運行や形態というか経営ですね、そこの影響あるようなことは、うちが生活支援バスである北見バスの支援も行っていきますので、そこを影響を与えるような、うちのバスの運行というのは、まずできないということ、これを踏まえながら、今の形態になったということで、今、余湖議員がおっしゃる、今実際うちがつかんでいるのは、工業高校に通っているうちの町内の子どもたちは17名と捉えているんですけど、その子たちが今の運行バスでまず、先ほど申し上げたように、乗車定員数とかも含めた中では物理的には無理だと。それとその辺の登校時間が合うかという問題もありますので、まずは第一義的には訓子府高校の入学者確保対策の事業だということをご理解をいただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） もちろんです。スタートは訓子府高校の入学者確保のためのものであって、それがこういうふうに行き始めて現実を見た中で、それでは困っている人がいるんですから、そのバスが利用できる範囲の中であれば利用するという方向性はあるんじゃないかということで、私はこういう質問をさせていただいております。いろいろ運輸局ですとかバス会社との協議があってというお話も分かります。それはもう当然このハイヤーを運行するに当たって協議する中で、そういう話が出てるし、前からそういう話も聞いておりますので、分かりますけども、実際の話、乗っているのが今7名ということで、7名、北見バスから乗らなくなったことがどれほど北見バスの経営に影響を与えているのかということはやぶさかではないと思います。またさらに、そのバスに乗れる範囲の中で工業高校に行く子どもが北見バスに乗らなくなっても、それが経営にどんだけマイナスになるのかというのは、まあ理解がちょっとしにくいところありますんで、私はそれでなくても町としては、そういう基本的な営業をしている北見バスなんで、そこら辺の理解はもらってもいいんじゃないのかなということを考えます。それはそれとして、ちょっとお聞きします。今回このバスに乗っている子どもの、それでは出身校は、出身中学、出身地域というのは、どこら辺に当たっているんでしょうか。最初の狙いどおり西地区の卒業生が

多いんでしょうか。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 今、利用されている7名のうち、高栄中学校区が4人、光西中学校区が2人、東相内中学校区が1人ということでございます。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） そういうことになりますと、対象としてたどこほどこでしょう、東相内ですよ、光西も入ってますか、最初から入ってましたか。高栄は入ってませんね当然。入っているんですか。高栄から真っすぐ北見バスターミナルへ通ってというのは普通のコースじゃないんですかね。ちょっと私としては、バスを、これで光西と私に言わせれば東相内の子どもが3人訓高に新しく入ったんだということになれば、それはそれで非常に良かったなと思います。来年はこれを足がかりにもっと入るんじゃないのかなって気持ちもありますけども、そういう狙いどおりうまくいったんじゃないかと思えますけども、要するに訓子府高校のためのものであっても、今、訓子府町がハイヤーとして運行しているんですから、これは町民の理解を得た中の工業高校生のすべてじゃないですよこれ。今、工業高校生にもそういう道を開くといってもすべての子どもが乗るわけじゃない。もちろん訓高に来ている子ども全体の何分の1しか乗っていないんですから、実際にそういうことだと思うんですけども、そういう意味では、やはりこのバスの利用というのは、もっと真剣に工業高校の子どものために考えてくれてもいいんじゃないのかなという気がするんですよ。本当に実際に工業というのはちょっとね、方向的にも違いますし、汽車の便がない。バスしか間に合わないというようなこともありますし、実際にそれが工業高校生がそういうバスの乗り継ぎの中でいった中でやはり時間的なこともあって、やはり学校生活の中で、ある意味不便があるんですよ確かに。もちろんそれがなければ、その不便は当たり前なのかもしれませんが、こういうふうに早いというものがあって、町の事業としてやっている中で、それを利用できるならば、それをやることによって、その高校生にとっては、高校生活の中の時間の余裕ができ、もっといい学校生活が送れるのかもしれない。親にとっても毎日、毎日送っていかなくていいという、仕事に差し障る家庭もたくさんあるんじゃないかと思えます。これが何人利用するかは分かりませんが、やはりその1人、2人でも5人、6人でもやった子どもの家庭が、子どもがよくなるためにやることはやぶさかではないと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 今年、在校生と在校生の親に対して、訓子府高校の魅力化づくりにつなげるアンケートを行いました。その中で訓子府高校を選んだ理由を何点かあるんですけど、その中でも今回の通学の足の確保ということは大きな要素になったという回答もあったんで、ここの、直接は聞いておりませんが、今年の入学の今、利用されている中では、通学バスが運行されたことによって、訓子府高校の選択したということは大きな要素であったのではないかなというふうに教育委員会としては思っているところでございます。

また、余湖議員の方から今の乗車人数の関係から工業高校生、今17人とうちが捉えている中で、その中でみんな乗らないから、その部分を数人でもいいから乗せる範囲で乗せることも可能かというお話もありましたけど、実際そうなれば、誰が例えば乗ることがで

きるかという、そういうことも出てきますし、先ほども言ったように、仮にこう17人みんな乗せるとなったら、今の通学バスでは足りないことになりますので、そのことも含めた中でのバスを拡大するかどうかということになりますし、先ほど来、しつこくなりますけど、訓高の通学バスの振興対策としてやっている部分と、それと北見工業生徒が、今、北見バスを利用している生徒が、今度、通学バスを利用するということになれば、北見バスの運行に大きく影響を与えるということもありますので、町のスタンスとしては、そういうところまでの考えはないということで、まずご理解をいただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） もちろん17名、工業に行っている子どもたちにそのバスが利用できるんだよと言った時に、どういう状態でどういうふうに、今のところ10名乗りですから10名以内に収めなきゃとかってね、それが考えなきゃいけないんじゃないですか。それは2次的な話であって、実際乗れるようになったときに、父兄の中には、うちは山ひとつ超えただけで着くから、本当に自転車で行かせて、それでないときは、親が送っていいよという人もたくさんいるんですよ。行っている子どもの中には。だから誰を乗せるかとか、17人だからちょっとまずいんじゃないかとか、そういうのは2次的な話であって、要するに、せっかく走っているバスを町民のために使うということに、何の異議があるのかなど。空いているんですから。コースと時間帯を考えれば、それは使えるんですから、そういうものに対して、もちろんスタートは訓高の生徒確保のためのハイヤー制度であって、それが功を奏して今年の春の人数が増えて、またこれからもきっとそれは効果があるでしょう。きっと。あると思いますよ。けども、それはその段階であって、私は今それを使って今こういう運行でこういうシステムであれば、反対周りのコースで困っている工業高校生が何人かいるはずですから、その子たちを乗せるような方法というのはあって当然じゃないかと思うんですよ。もちろん北見バスが、今、教育長がお答えになるように、北見バスの経営のことを考えて、何人、17人の子どもが全員減るわけじゃないですから、何人バスに乗るのか別として、それが本当にね、バスの経営を安定させないから、それはバスが困るってねいう話じゃない、それほど人数じゃないと私は思いますけども、やはりね、バスは走っているんです。ハイヤーは走っているんですよ、訓子府の経費の基で、訓子府のシステムの中で。それを使える子だちがいるんだったら、それはやはり使わせて、その子たちに便宜を図るということがあっても全然おかしいことじゃないと思うんですけども、再度お願いします。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 今、工業高校生に特化したお話なんで、今の現状をお話させていただきますと、今、実際、北見工業に通う17名のうち、14名が今、訓子府から北見バスターミナルまでのバスを利用して工業高校に通っている現状があるということです。余湖議員のおっしゃる部分で何名乗る、仮にですよ、今運行している通学バスに何人乗せるかということはあるのかも、2次的な部分とおっしゃいますけど、ただ行政がやる部分でいえば、そこの最大を考えながら、そこを想定した中での、もし支援をしていくということになりますので、今現在乗れるから、その数名の中で乗せるという考えにはならないという部分だと思います。またちょっとしつこくなりますけど、あくまでそういう影響が今14名、北見工業高校生の北見バスに乗っているという現状があるということが、北見

バスとしても大きく、その部分での影響はあるというふうに私は考えております。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 一つお聞きします。今、教育長が言った17名いる工業高校生の中で14名はバスに乗っているんだということは、この把握というのは、バスの定期を買っているという意味でしょうか。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） そのとおりでございます。うちの企画財政課の中での捉えている人数がそういうことです。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 実際の話分かりませんが、私の知っている中でも定期はもちろん補助的に持っている。定期は買っているけども、実際には何かあるときには親に送ってもらわなきゃいけない。それが毎日の子もいますし、授業の関係で早く行きたいときには送ってもらうこともあるんだと。そういう子もいますんで、14人全員が、定期券は買うけども、通っているかどうかというのは、ちょっと別な話じゃないかと思いますが、14人でもいいんですけど、行っている子が。だけど私はあくまでもこれ蓋開けて、じゃあ何人か乗れますよって言ったときに、14名全員が乗るとは、ちょっと分かりませんがね、それは分かんないって話であって、実際に訓高生が主体のハイヤーですので、それが10人乗りで今運行している以上は、たくさんいてもその中で選んでもらうとか、そういう必要性は絶対あるんじゃないかと思いますが、やはり、私はね、しつこいようですけども、こうやってハイヤーは走らせているんですから、走らせて半分空いているんですから、それは現状です。もちろん建前が訓子府高校生のために作ったハイヤー運行だからって、そんなのには理由にはなかなかないんじゃないかなと思います。また、陸運局とかバス会社の関係にしても、もちろん17人が往復で乗るから大変な数だから、それがバス会社の経営を圧迫するものになるからとかっていう話もなかなかそうじゃないと思います。やはり私は人数が何人であれ、やはりこういうハイヤー制度があって、ハイヤーが走っている以上は、それに恩恵できる町民がいるんでしたら、子どもがいるんでしたら、それはぜひとも使わせてあげるような方向性が必要じゃないかと思います。これは教育長には何回も言って、今同じようなお答えしか返ってこないと思います。私もそうだと思います。教育長はそういう答えしか今のところこないのかなと思います。今すぐどうのこうのという話じゃないですけども、やはりそういう考え方があってもいいんじゃないかと思いますが、それが本当に一部の父兄と一部の子どもの利益にしかならないのかもしれないかもしれませんが、それはそれで必要なことだと思います。この運行の利用者拡大について、最後に町長の見解をお聞きして終わりたいと思います。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 何とか工業や緑陵に通っている子どもを乗せたいと。そういう要望が余湖議員のところから親からもあるんだよということで、何とかできないかと。お気持ちは十分、分かって答弁しなきゃならないと。実はこの問題というのは、留辺蘂高校の募集停止から始まりました。道教委に私は今、北見の市内に通えない留辺蘂高校に行けなくなったときに、留辺蘂の子どもたちやその近隣の子どもたちが通えないなんていう状況は中等教育といいましようかね、後期高等教育の中ではあってはならないことだと。だった

ら私は教育委員会と話して、バスを出しましょうと。この西地区の人たちのためにバスを出して、訓子府高校に通ってもらいましょうというところから物事が始まったというのが本当のところ。本当は北見の市教委や道教委がこういうことをちゃんとやらなきゃいけない制度だよっていう話もしました。それは説明会のときです。今度はクリアしなきゃならないことがたくさんあります。篠田課長と私が陸運に行きました。北見バスに行きました。もう北見バスは路線バスの足引っ張るようなことはやめてほしいということです。営業的に大変厳しいと。もちろん陸運も地方のローカルバスが営業に支障をきたすようなことは極力避けていただきたいというのが一つの考え方。だから今回は訓子府高校を中心として、子どもたちに少しでも訓子府高校に通えるような状況を特に訓子府高校には遠隔地と言っているところの子どもたちのために出しましょうということで、今やっています。5名の定員のバスを山田産業で用意しました。けどもう全然、7名になってますから、それじゃあ足りないということで10名のバスを買ったわけです。バスとかね。それで7名の今、乗員している。これが工業や緑陵等々も含めてうんぬんということになると、それもまた難しくなってくると。いろんな中でクリアしなきゃならない問題がある中でね教育委員会を中心として、今の路線と訓子府高校に通う子どもたちのために7名を確保、確保といいましょうかね、支援していこうということでスタートしたんですよ。今度、留辺蘂高校の募集停止が1年間延びちゃった。大変いいことだと思うんですけど、これが永久に延びたら、このバスは必要かと。ジャンボタクシーは必要かっていうことまで出てきますから、1年間は様子見た中で今の状況を堅持しながら子どもたちの支援をしていこうということで進めていることですから、気持ちはよく分かりますけども、現状としては無理です。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 町長の「無理です」は、よく聞きますんで、時間がたったらまた考えていただけるんじゃないかと思しますので、いいお話を聞かせていただきました。私も別なところでまた活動してみたいと思います。

一般質問をこれで終わらせていただきます。

○議長（須河 徹君） 1番、余湖龍三君の質問が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（須河 徹君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ散会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会することに決定しました。

明日も午前9時30分から一般質問を継続いたしますので、ご参集よろしく願いいたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時48分